

者（次条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）の經營する販売場（第九項に規定する臨時販売場を除く。）であつて、免税購入対象者に対し第一項に規定する物品で同項に規定する方法により購入されるものの譲渡をすることができるものとして、当該事業者の納稅地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。

一 現に国税の滞納（その滞納額の徵収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二 次項の規定により輸出物品販売場の許可を

(適格請求書発行事業者を除く。)については、第五条第一項の規定にかかるわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

前項に規定する基準期間における課税売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 個人事業者及び基準期間が一年である法人基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項、次条

める課税期間である場合には、当該課税期間以後の課税期間（その基準期間における課税期間上高が千万円を超える課税期間を除く。）中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同項本文の規定は、適用しない。

5 前項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

6 前項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合

8 出書をその納稅地を所轄する稅務署長に提出し、
てあるときは、次項の規定の適用については、
その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

9 第五項の規定による届出書の提出があつたとき、
は、その提出があつた日の属する課稅期間の
末日の翌日以後は、第四項の規定による届出
は、その効力を失う。

9 やむを得ない事情があるため第四項又は第五項
の規定による届出書を第四項の規定の適用を
受けようとして、又は受けることをやめようとす
る課稅期間の初日の前日までに提出できなかつ
た場合における同項又は前項の規定の適用の特

8 税務署長は、前項に規定する輸出物品販売完売を經營する事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は同項に規定する輸出物品販売場として施設その他の状況が特に不適当と認めた場合は、前項の規定に依りて輸出物品の輸出を

一項において同じ。)の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額の合計額(以下この項及び第十一条第四項において「売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」という。)を控除した残額イ 基準期間中に行った第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額

7
二年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることとなりやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。

第五項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、同項に規定する納税期限の初日から同日以後二年を経過する

ノル等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に関する必要な事項は政令で定める。

(前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例)

に規定する物品を譲渡するため(七月以内の期間を定めて設置する販売場をいう。)を設置しようとする事業者(第七項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者に限る。)で次項の承認

二 基準期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額

までの間に開始した各課税期間（第三十七条等）一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に国内における調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第九項、第十二条の二第四項、

事業年度の基準期間における課税売上高が五千円以下である場合において、当該個人事業者又は法人（前条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）のうち、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る特定期間における

11 税関長は、政令で定めるところにより、第三項本文の承認及び數々に係る権限並びに同項本

が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期

(当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該

一定する売上げに係る対価の返還等の金額

文の規定により直ちに徵収する消費税に関する事項のうち、税關官署の長に委任することができる。

間ににおける課税売上高をいう。第十一条第四項及び第十二条第三項を除き、以下この章において同じ。)が千万円以下である課税期間につき、第一項本文の規定の適用を受けない旨を記載し

各号に定める日をいう。以下この項及び第十二条の二第二項において同じ。)の属する課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、第四項の規定の適用

二 特定期間中に行った第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額

第九条 (小規模事業者に係る納稅義務の免除)
事業者のうち、その課稅期間に係る基準
期間における課稅売上高が千万円以下である者

提出をした日の属する課税期間の翌課税期間（当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定

いて、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から当該調整対象固定資産の仕入れ等の日までの間に同項の規定の適用

す、当該事業者が第一項の特定期間中に支払つた所得税法第二百三十二条第一項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）に規定

する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額をもつて、第一項の特定期間における課税売上高とすることができる。

前三項に規定する特定期間とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間をいう。

一 個人事業者 その年の前年 一月一日から六
月三十日までの期間

るものその他の政令で定めるもの（次号において「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人、当該前事業年度開始の日以後六月

三 その事業年度の前事業年度が短期事業年度の期間

である法人、その事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他の政令で定めるものを除く。）開始の日

以後六月の期間（当該前々事業年度が六月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

前項第二号又は第三号に規定する六月の期間の末日がその月の末日でない場合における当該期間の特別の也前各項の規定の適用に關する

期間の特例その他の各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
(相続があつた場合の納税義務の免除の特例)

第十条 その年において相続があつた場合において、その年の基準期間における課税売上高が一千円以下である相続人（第九条第四項の規定に

による届出書の提出により、又は前条第一項の規定により消費税を納める義務が免除されない相

続人を除く。以下この項及び次項において同じ。が、当該基準期間における課税売上高が千万円を超える被相続人の事業を承継したとき

は、当該相続人の当該相続のあつた日の翌日からその年十二月三十一までの間における課税資産の義理等及び寺三限記士へいにしきじよへいにしき

資産の譲渡等及び特定譲り受けに付いては
第九条第一項本文の規定は、適用しない。
その年の前年又は前々年において相続により

被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が千万円以下である場合において、当該相続人の当該基準期間における課税売上高が千万円以下である

い。該基準期間における課税売上高との合計額が千萬円を超えるときは、当該相続人のその年における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、第九条第一項本文の規定は、適用しな

3
相続により、二以上の事業場を有する被相続人の事業を二以上の相続人が当該二以上の事業場を事業場ごとに分割して承継した場合の被相続人の基準期間における課税売上高の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4
で定めるところにより計算した金額のいずれかが千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該合併があつた日の属する事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。
合併法人の当該事業年度開始日の二年前の日から当該事業年度開始日の前日までの間に合併並びに易貸による、当該合併法人の

合併があつた場合は、おいて、当該合併法人の事業年度の基準期間における課税売上高（事業年度の基準期間中の国内における課税資産譲渡等の対価の額の合計額から事業年度の基準期間における売上に係る税抜き対価の返還等の額の合計額を控除した残額をいう。以下同じ。）と被合併法人の該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として改めて算定する。

により計算した金額の合計額との合計額(当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高がない場合その他政令で定める場合は、政令で定める金額)が千万円を超えるときは、当該合併法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものと余すことく)の当該事業年度(その第十七条各款

第十二条 一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。
(分割等があつた場合の納稅義務の免除の特例) 分割等があつた場合において、当該分割等を行つた法人(以下この項から第四項までにおいて「新設分割親法人」という。)の当該

分割等により設立された、又は資産の譲渡を受けた法人（以下この項から第四項までにおいて「新設分割子法人」という。）の分割等があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した額（新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額）が一千万円を超えるときは、当該新

（三）会員登録）が二ヶ月を経たときに、当該新規登録の申請書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該分割等があつた日から当該分割等があつた日の属する事業年度終了日の日までの間における課税資産の譲渡等及び

定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

新設分割子法人の当該事業年度開始日の一年前の日の前日から当該事業年度開始日の前の日までの間に分割等があつた場合において、新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（新設分割親法人が二以上ある場合には、各新設分割親法人に係る当該金額）が、

3
新設分離子法人の当該事業年度開始の日の一千万円を超えるときは、当該新設分離子法人に(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)を適用しない。

(新設分社) 法人の三種(新規会員開設の日)の年
前日の前々日以降に分割等(新設分割親法
人が2以上ある場合のものを除く。次項において同じ。)があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において当該新設分割子法人
人が特定要件(新設分割子法人の発行済株式又
は出資(その新設分割子法人が有する他の株
式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分
五十を超える又は金額の朱式又は出資が新設

五二一の起訴の不審性に合意の成立するに付託が新設分割親法人及び当該新設分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属する場合その他政令で定める場合であることをいう。次項所述の如く政令で定める場合であることをいう。

二法の(当該事業年度の)基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度と

新設分割親法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日以前に分割等があつた場合に於ける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は適用しない。

い、
て新設分割子法人が特定要件に該当し、かつて
当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間
における課税売上高と当該新設分割子法人の当
該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間に
対応する期間における課税売上高として政令で
定めるところにより計算した金額との合計額が
千円を超えるときは、当該新設分割親法人
(第九条第四項の規定による届出書の提出によ
り、又は第九条の二第一項の規定により消費税
を納める義務が免除されないものを除く。)の
当該事業年度(その基準期間における課税売上
高が千円以下である事業年度に限る。)における
課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつ
いては、第九条第一項本文の規定は、適用しな

7
文の規定は、適用しない。
第一項から第四項までに規定する分割等とは、次に掲げるものをいう。

二 新規分野

設立の時において当該資産の出資その他当該設立のための出資により発行済株式又は出資の全部をその法人が有することとなるものに限る。」をし、その出資により新たに設立する法人に事業の全部又は一部を引き継ぐ場合における当該新たな法人の設立

資をして、当該新たな法人と会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百六十七条第一項第五号（事業譲渡等の承認等）に掲げる行為に係る契約を締結した場合における当該契約に基づく金銭以外の資産の譲渡のうち、当該新たなる法人の設立の時において発行済株式の全部をその法人が有している場合であることを他の政令で定める要件に該当するもの

第十二条の二 その事業年度の基準期間がないときは
人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人
人その他の専別表第一に掲げる資産の譲渡等を
を行うことを目的として設立された法人で政令
で定めるものを除く。）のうち、当該事業年度
開始の日における資本金の額又は出資の金額が
千万円以上である法人（以下この項及び次項に
おいて「新設法人」という。）については、当

該新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十三条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないとなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

前項の新設法人が、その基準期間がない事業

年度に含まれる各課税期間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合は、当該新設法人の当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間

の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税

として行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を除く)が五億円を超える場合又は当該基準期間に相当する期間における総収入金額として政令で定めるところにより計算した金額(國告(くわく)によれば、法第百二十九条第一項

（國若しくは地方公共団体が一船会議に係る業務として行う事業又は外国若しくは外国の地方公共団体が行う事業におけるものを除く。）が

五十億円を超える場合における当該新規設立法人（以下この項及び第三項において「特定新規設立法人」という。）については、当該特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項、第十二条第一項若

2 しかしは第二項若しくは前条第二項の規定により
消費税を納める義務が免除されないこととなる
課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等
及び特定課税仕入れについては、第九条第一項
本文の規定は、適用しない。

新規設立法人がその新設開始日において特定
要件に該当し、かつ、前項に規定する他の者と
同項に規定する政令で定める特殊な関係にある
法人であつたもので、当該新規設立法人の設立
の日前一年以内又は当該新規設立日前一年以内

の日前一年以内に当該新設開始日前一年以内に解散したものうち、その解散した日において当該特殊な関係にある法人に該当していたもの（当該新設開始日においてなお当該特殊な関係にある法人であるものを除く。以下この項において「解散法人」という。）がある場合には、当該解散法人は当該特殊な関係にある法人とみなして、当該新規設立法人につき、前項の規定を適用する。

3 前条第一項及び第四項の規定は、特定新規設立法人がその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合について準用する。この場合において、前条第一項中「前項の新設法人」とあるのは「次条第一項の特定新規設立法人」と、「当該新設法人」とあるのは「当該特定新規設立法人」と、「若しくは前項」とあるのは「この項若しくは次条第一項」と

読み替えるものとする。
第一項に規定する他の者は、特定要件に該当する新規設立法人から同項の課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額が五億円を超える場合又は同項の総収入金額として政

同項において同じ。)で除し、これに十一を乗じて計算した金額)が五十億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を前項の規定により電気通信利用役務の提供を行つたとみなされる事業者として指定をするものとする。この場合において、当該指定は、次項の届出書の提出期限(その提出期限までに当該届出書の提出がない場合にあつては、当該指定に係る第四項の通知を発した日)から六ヶ月を経過する日の属する月の翌月の初日に、その効力を生ずる。

3 前項の規定により特定プラットフォーム事業者として指定を受ける者は、その課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限(同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の同項の規定による申告書の提出期限)までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。ただし、当該課税期間の末日において特定プラットフォーム事業者である者については、この限りでない。

4 国税庁長官は、第一項の規定により特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称その他の政令で定める事項を速やかに公表しなければならない。

5 前項の通知を受けた特定プラットフォーム事業者は、第一項の規定が適用されることとなる電気通信利用役務の提供に係る国外事業者に対して、同項の規定が適用されることとなる旨及びその年月日を速やかに通知するものとする。

6 特定プラットフォーム事業者は、第四項の規定により公表された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納稅地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、変更があつた事項を速やかに公表しなければならない。

7 特定プラットフォーム事業者は、その課税期間から当該課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間(以下この項において「第

三年度の課税期間」という。)までのいづれの課税期間においても第一項の規定の適用を受けたる電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額(これららの課税期間のうち一年に満たない課税期間がある場合には、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額)が五十億円以下である場合には、当該第三年度の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、その旨を他の財務省令で定める事項を記載した書面を提出して、國税局長官に提出して、第二項の指定の解除を申請することができる。

前項の規定により特定プラットフォーム事業者の指定が解除された事業者は、國税局長官が第十二項の通知を発した日の翌日から同日以後六月を経過する日の属する月の末日までの間は、引き続き特定プラットフォーム事業者となして、第一項の規定を適用する。

特定プラットフォーム事業者は、第一項の規定の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合には、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納稅地を所轄する稅務署長を經由して國税局長官に提出しなければならない。

國税局長官は、特定プラットフォーム事業者が次の各号に掲げるいずれかの事実に該当すると認めるときは、第二項の規定による特定プラットフォーム事業者の指定の解除をすることができる。

第一項の規定の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められること。

二 消費稅につき國稅通則法第十七条第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。

現に國稅の滞納があり、かつ、その滞納額より特定プラットフォーム事業者の指定を解除されること。

したときは、又は第八項の規定により申請を却下し、書面によりその旨を通知する。この場合において、指定の解除に係る通知をしたときは、当該指定が解除された旨及び第一項の規定が適用されないこととなる年月日を速やかに公表しなければならない。

特定プラットフォーム事業者の指定の解除に係る前項の通知を受けた事業者は、第一項の規定が適用されないこととなる電気通信利用役務の提供に係る国外事業者に対し、同項の規定が適用されないこととなる旨及びその年月日を速やかに通知するものとする。

第一項の規定の適用を受ける特定プラットフォーム事業者の第九条第一項及び第三十七条第一項中「第一項の規定の適用については、第九条第一項中『を除く』」あるのは「及び第十五条の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特定プラットフォーム事業者を除く」と、第三十七条第一項中「及びその」とあるのは「、その」と、「国外事業者」とあるのは「国外事業者及び第十五条の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特定プラットフォーム事業者」とする。

特定プラットフォーム事業者は、その課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項(期限後申告)に規定する期限後申告書を含む。)に第一項の規定の適用を受ける金額その他の財務省令で定める事項を記載した明細書を添付しなければならない。

前各項に定めるもののほか、事業者が特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合の手続その他この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例)

第十六条 事業者が所得税法第六十五条第一項(リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期)又は法人税法第六十三条第一項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定するリース譲渡に該当する資産の譲渡等(以下この条において「リース譲渡」という。)を行つた場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるため当該リース譲渡に係る対価の額

につきこれららの規定に規定する延払基準の方により経理することとしているときは、当該リース譲渡のうち当該リース譲渡に係る賦払金の額で当該リース譲渡をした日の属する課税期間においてその支払の期日が到来しないもの(当該課税期間において支払を受けたものを除く。)に係る部分については、当該事業者が当該課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなして、当該部分に係る対価の額を当該課税期間における当該リース譲渡に係る対価の額から控除することができる。

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例)
規定に準じて、政令で定める。
規定する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延滞条件付譲渡をした場合その他の場合の資産の譲渡等の時期の特例については、前各項の規定に準じて、政令で定める。

第十七条 事業者が所得税法第六十六条第一項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）又は法人税法第六十四条第一項（工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する長期大規模工事（以下この条において「長期大規模工事」という。）の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行う場合には、当該長期大規模工事の目的物のうちこれらに規定する

工事進行基準の方法により計算した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの事業年度終了日の日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとすることができる。

事業者が所得税法第六十六条第二項又は法人税法第六十四条第二項に規定する工事（以下この条において「工事」という。）の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行う場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるためその工事の請負に係る対価の額につきこれらの規定に規定する工事進行基準の方法により経理することとしているときは、当該工事の目的物のうち当該方法により経理した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの事業年度終了日の日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとすことができる。ただし、所得税法第六十六条第二項ただし書又は法人税法第六十四条第二項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十六条第二項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十四条第二項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

の目的物の引渡しを行つた場合には、当該長期大規模工事又は工事の請負に係る資産の譲渡等のうち、その着手の日の属する課税期間から当該引渡しの日の属する課税期間の直前の課税期間までの各課税期間においてこれらの規定により資産の譲渡等を行つたものとされた部分については、同日の属する課税期間においては資産の譲渡等がなかつたものとして、当該部分に係る対価の額の合計額を当該長期大規模工事又は工事の請負に係る対価の額から控除する。

前三項の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

前項に定めるものほか、第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、これらの規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合又はこれらの規定の適用を受ける法人が分割により長期大規模工事若しくは工事に係る事業を分割承継法人に承継させた場合における長期大規模工事又は工事に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等の特例)

第十八条 個人事業者で所得税法第六十七条第一項又は第二項(小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期)の規定の適用を受ける者の資産の譲渡等及び課税仕入れを行つた時期は、その資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日及びその課税仕入れに係る費用の額を支出した日とすることができる。

前項の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者がその適用を受けないこととなつた場合の資産の譲渡等及び課税仕入れを行つた時期の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税期間)

第十九条 この法律において「課税期間」とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 個人事業者(第三号又は第三号の二に掲げる個人事業者を除く。) 一月一日から十二月三十一日までの期間

二 法人（第四号又は第四号の二に掲げる法人を除く。）事業年度

三 第一号に定める期間を三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する稅務署長に届出書を提出した個人事業者（一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間）

三の二 第一号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する稅務署長に届出書を提出した個人事業者（一月一日以後一月ごとに区分した各期間）

四 その事業年度が三月を超える法人で第二号に定める期間を三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する稅務署長に届出書を提出したもの（その事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月末満の期間を生じたときは、その三月末満の期間）

四の二 その事業年度が一月を超える法人で第二号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する稅務署長に届出書を提出したもの（その事業年度をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月末満の期間を生じたときは、その一月末満の期間）

前項第三号から第四号の二までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書の提出があつた日（以下この項において「提出日」という。）属するこれらの規定に定める期間の翌期間（当該提出日の属する期間が事業を開始した日の属する期間その他の政令で定める期間である場合には、当該期間）の初日以後に生ずるものとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課稅期間とみなす。

一 前項第三号又は第三号の二の規定の適用を受けない個人事業者が、これらの規定による届出書を提出した場合 提出日の属する年の一月一日から届出の効力の生じた日の前 日までの期間

二 前項第四号又は第四号の二の規定の適用を受けている個人事業者が、同項第三号の二の規定による届出書を提出した場合 提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

三 前項第三号の規定の適用を受けている個人事業者が、同項第三号の二の規定による届出書を提出した場合 提出日の属する同項第三号に定める期間開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

四 前項第四号の規定の適用を受けている法人が、同項第四号の二の規定による届出書を提出した場合 提出日の属する同項第四号に定めた場合 提出日までの期間開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出した事業者は、これらの規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する稅務署長に提出しなければならない。

前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課稅期間の末日の翌日以後は、第一項第三号から第四号の二までの規定による届出は、その効力を失う。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課稅期間とみなす。

一 第一項第三号の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から九月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第三号の二の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から十一月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合 当該翌日から当該提出があつた日の属する年の十二月三十一日までの期間

二 第一項第四号の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日からその事業年度の三月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第四号の二の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日からその事業年度の一年ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合

二　国内において特定課税仕入れを行つた場合
　　該課税仕入れを行つた日

三　当該特定課税仕入れを行つた日

四　保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合（当該特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をい。以下この号において同じ。）があつた場合を含む。以下同じ。）当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定（以下「特例申告に関する決定」という。）の通知を受けた日

五　前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が五億円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合が百分

税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法

前項第一号に掲げる場合において、同号口に掲げる金額の計算の基礎となる同号口に規定する課税売上割合に準ずる割合（当該割合が当該事業者の営む事業の種類の異なるごと又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類の異なるごとに区分して算出したものである場合には、当該区分して算出したそれぞれの割合。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件の全てに該当するものがあるときは、当該事業者の第二号に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項第一号の規定にかかるわらず、同号口に掲げる金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合を用いて計算した金額とする。ただし、当該割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

第一項に規定する特定課税仕入に係る支払額として、特定課税仕入の対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）をいい、同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取つた一般申告課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に關する決定に係る課税貨物をいい、第二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額（当該課税期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に十七八分の百を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。）の合計額を控除した残額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて

のである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

ハロイ

課税仕入れの相手方の氏名又は名称

課税仕入れを行つた年月日

課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(当該課税仕入れが他の者から受けた軽減
対象課税資産の譲渡等に係るものである場
合には、資産の内容及び軽減対象課税資產
の譲渡等に係るものである旨)

二 課税仕入れに係る支払対価の額 (当該課
税仕入れの対価として支払い、又は支払う
べき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは
権利その他経済的な利益の額とし、当該課
税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは
貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務
を提供する事業者に課されるべき消費税額
及び当該消費税額を課税標準として課され
るべき地方消費税額 (これらの税額に係る
附帯税の額に相当する額を除く。) に相当
する額がある場合には、当該相当する額を
含む。第三十二条第一項において同じ。)

じ。)若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項(第二号に掲げる消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る適格請求書等(第五十七条の四第一項に規定する適格請求書等をいう。第九項において同じ。)又は適格簡易請求書(第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書をいう。第九項において同じ。)の記載事項を基礎として計算した金額その他の政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額(当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は課るべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額、特定課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額（以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）の合計額は、同項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

一 当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの（課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等と共に通して要するものにその区分が明らかにされている場合イに掲げる金額にロイ課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入料課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ、特定課税仕入料及び果税貨物に係る課税仕入料等の税額の合計額

二 当該割合が当該事業者の営む事業の種類又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に応じ合理的に算定されるものであること。

二 当該割合を用いて前項第一号口に掲げる金額を計算することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたものであること。

第二項第一号に掲げる場合に該当する事業者は、同項の規定にかかるわらず、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、同号に定める方法に代え、第二項第二号に定める方法により第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。

第二項又は前項の場合において、第二項第二号に定める方法により計算することとした事業者は、当該方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始する各課税期間において当該方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、同項第一号に定める方法により計算することはできないものとする。

計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。)で除し、これに十二を乗じて計算した金額)をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)の対価の額の合計額のうちに当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(請求書等の交付を受けることが困難である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他)の他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができないかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をいふ。

一 課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 特定課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ロ 特定課税仕入れを行った年月日

ハ 特定課税仕入れの内容

二 第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額

ホ 特定課税仕入れに係るものである旨

イ 課税仕入れ等の税額が第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物に係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

日 (課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取った年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)

ロ 課税貨物の内容

ハ 課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額(これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。次項第五号において同じ)又はその合計額

第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類及び電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。第二号において同じ。)をいう。

一 事業者に対し課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条例の規定により消費税が免除されるものを除く。次号及び第三号において同じ。)を行う他の事業者(適格請求書発行業者に限る。次号及び第三号において同じ。)が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する適格請求書又は適格簡易請求書

二 事業者に対し課税資産の譲渡等を行う他の事業者が、第五十七条の四第五項の規定により当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付すべき適格請求書又は適格簡易請求書に代えて提供する電磁的記録

三 事業者がその行つた課税仕入れ(他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当するものに限るものとし、当該課税資産の譲渡等のうち、第五十七条の四第一項ただし書又は第十五条の六第一項本文の規定の適用を受ける

（ものを除く。）につき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で課税仕入れの相手方の氏名又は名称その他の政令で定める事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）事業者がその行つた課税仕入れ（卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる課税仕入れとして政令で定めるものに限る。）につき当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者から交付を受けた請求書、納品書その他これらに類する書類で政令で定める事項が記載されているもの（関税法第六十七条规定（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可をいう。）があつたことを証する書類その他の政令で定める書類で次に掲げる事項が記載されているものイ 納税地を所轄する税関長ロ 課税貨物を保税地域から引き取ることができることとなつた年月日（課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取ることができることとなつた年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）ハ 課税貨物の内容二 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額並びに引取りに係る消費税額及び地方消費税額

ホ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

第一項の規定は、事業者が国内において行う別表第二第十三号に掲げる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）以外の建物（第十二条の四第一項に規定する高額特定資産又は同条第二項に規定する調整対象自己建設高額資産に該当するものに限る。第三十五条の二において「居住用貨貸建物」という。）に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。

第一項の規定は、事業者が課税仕入れ（当該課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限る。）の相手方の本人確認書類（住民票の写しその他の財務省令で定めるものをいふ。）を保存しない場合には、当該保存がない

12 第一項の規定は、その課税仕入れの際に、当該課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

13 第一項の規定は、その課税仕入れの際に、当該課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付しないで保税地域から引き取られた課税貨物又は第八条第一項の規定により消費税が免除された物品に係るものである場合（当該課税仕入れを行う事業者が、当該消費税が納付されないこと又は免除されたものであることを知つていて場合に限る。）には、当該課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。

第七項に規定する帳簿の記載事項の特例、当該帳簿及び同項に規定する請求書等の保存に関する事項、その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（非課税資産の輸出等を行つた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十一条 事業者が国内において第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされる資産の譲渡等（以下この項において「非課税資産の譲渡等」という。）のうち第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等（以下この項及び次項において「輸出取引等」という。）に該当するものを行つた場合において、当該非課税資産の譲渡等が輸出取引等に該当するものであるにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該非課税資産の譲渡等のうち当該証明がされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。

事業者が、国内以外の地域における資産の譲渡等又は自己の使用のため、資産を輸出した場合において、当該資産が輸出されたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該資産の輸出のうち当該証明がされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。

3 前二項の場合における前条第二項に規定する課税売上割合の計算の方法その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十二条 事業者が、国内において行つた課税仕入れ（第三十条第一項の規定の適用を受けた

ものに限る。以下この条において同じ。) 又は特定課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けたことにより、当該課税仕入れに係る支払対価の額若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価の額(同項に規定する税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部の返還又は当該課税仕入れに係る支払対価の額若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額とみなして、第三十条第一項(同条第二項の規定の適用がある場合に限る。)の規定を適用する。

一 当該事業者の当該課税期間における第三十条第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額(以下この章において「仕入れに係る消費税額」という。)の計算について同条第二項の規定の適用がない場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百十分の七・八(当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、八百八分の六・二四)を乗じて算出した金額及び当該特定課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計額を控除した残額

イ 第三十条第二項第一号イに掲げる金額から課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れにつき当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

ロ 第三十条第二項第一号ロに掲げる金額から課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡

等（同号に規定するその他の資産の譲渡等をいう。第四項第一号ロにおいて同じ。）に共通して要する課税仕入れにつき当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等の規定がある場合には、同項に規定するを受けた金額に係る消費税額の合計額に同条第二項第一号ロに規定する課税売上割合を乗じて計算した金額（同条第三項本文の規定による承認に係る割合を用いて計算した金額。第四項第二号ロにおいて同じ。）を控除した残額。

三 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に同号に規定する課税売上割合（以下この号及び第四項第三号において「課税売上割合」という。）を乗じて計算した金額から当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額。

前項の規定により仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして政令で定めるところにより当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

四 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた課税仕入れ又は特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が行つた課税仕入れ又は特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けたものとみなして、前二項の規定を適用する。

三 事業者が、保税地域からの引取りに係る課税貨物（第三十条第一項に規定する保税地域から引取りに係る課税貨物をいう。以下この条及び第三十六条において同じ。）に係る消費税額の全部又は一部につき、他の法律の規定により、還付を受ける場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該還付を受ける日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額とみなして、第三十条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合に、同項の規定を含む。）の規定を適用する。

当該事業者の当該課税期間における仕入れに係る消費税額の計算につき第三十条第二項の規定の適用がない場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額(当該課税期間において第一項第一号の規定の適用がある場合には、同号に定める残額)から保税地域からの引取りに係る課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。以下この条において同じ。)の合計額を控除した残額

二 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第一号に定める方法により計算する場合 イ 第三十条第二項第一号イに掲げる金額(当該課税期間において第一項第二号イの規定の適用がある場合には、同号イに掲げる残額)から課税資産の譲渡等とその他の規定の適用がある場合には、同号ロに掲げる残額)から課税資産の譲渡等にのみ要する課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額を控除した残額

ロ 第三十条第二項第一号ロに掲げる金額(当該課税期間において第一項第二号ロの規定の適用がある場合には、同号ロに掲げる残額)から課税資産の譲渡等に共通して要する課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額を同条第二項第一号ロに規定する課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

三 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額(当該課税期間において第一項第三号の規定の適用がある場合には、同号に定める残額)から課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額に当該課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

前項の規定により、還付を受ける消費税額の合計額を当該還付を受ける日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして政令で定めるところにより当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

6
7 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき、他の法律の規定により、還付を受ける場合には、その相続人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき還付を受けるものとみなして、前二項の規定を適用する。
8 第三項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた課税仕入若しくは特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた課税仕入若しくは特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合について、それぞれ準用する。
第三十三条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合（第三十条第一項の規定により当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む。）において、当該事業者（相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が第三年度

の課税期間の末日において当該調整対象固定資産を有しており、かつ、第三年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間（当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は保税地域からの引取りの日（当該調整対象固定資産に該当する課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日。次条第一項及び第三十五条において同じ。）の属する課税期間をいう。以トこの項及び次項において同じ。）における第三十条第二項に規定する課税売上割合（当該仕入れ等の課税期間において同条第三項本文の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する承認による割合。以下この項及び次項において同じ。）に対して著しく増加した場合として政令で定める場合に該当するときは第二号に掲げる合計額から第一号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算し、当該通算課税売上割合が当該課税売上割合に対して著しく減少した場合として政令で定める場合に該当するときは第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、当該加算をした後の金額又は当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 第三年度の課税期間の末日にて有する当該調整対象固定資産（以下この号において「保有調整対象固定資産」という。）の課税仕入れに係る消費税額若しくは特定課税仕入れに係る消費税額又は保有調整対象固定資産である課税貨物に係る消費税額（付帯税の額に相当する額を除く。）（以下この号及び次号において「調整対象基準税額」という。）に当該仕入れ等の課税期間における第三十条第二項に規定する課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額（仕入れ等の課税期間において同条第一項の規定により当該保有調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合には、調整対象基準税額の合計額）

の項において「課税売上割合」という。)を乗じて計算する方法又は同条第二項第二号に定める方法をいい、前項に規定する第三年度の課税率期間とは、仕入れ等の課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する通常課税売上割合とは、仕入れ等の課税期間から第三年度の課税期間までの各課税期間において適用されるべき課税売上割合を政令で定めるところにより通算した課税売上割合をいう。

第一項の規定により同項第一号に掲げる合計額から同項第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額を当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該第三年度の課税期間の課税標準額に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整)

第三十四条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額(以下この項において「調整対象税額」という。)につき第三十条第二項第一号に定める方法により同号に規定する課税資産の譲渡等にのみ要するものとして仕入れに係る消費税額を計算した場合において、当該事業者(相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内に同号に規定するその他の資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れ

に係る消費税額から控除する。この場合において、当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらとの日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額に相当する消費税額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の二に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

前項の規定により同項各号に定める消費税額を同項に規定する業務の用に供した日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等による消費税額とみなして当該業務の用に供した日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

(非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整)

第三十五条 事業者 (第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。) が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額(以下この条において「調整対象税額」という。)につき第三十条第二項第一号に定める方法により同号に規定するその他の資産の譲渡等にのみ要するものとして仕入れに係る消費税額がないこととした場合において、当該事業者(相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地

域からの引取りの日から三年以内に同号に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

(居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整)

第三十五条の二 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が第十三条の課税期間の末日において当該居住用賃貸建物を有しており、かつ、当該居住用賃貸建物の全部又は一部を当該居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間（次項及び第三項において「調整期間」という。）に別表第二第十三号に掲げる住宅の貸付け以外の貸付けの用（第三項において「課税賃貸用」という。）に供したときは、当該有していいる居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税賃貸割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この

2 場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これら者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が当該居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡したとき（当該居住用賃貸建物について第四条第五項の規定により資産の譲渡とみなされる場合を含む。）は、当該譲渡をした居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税譲渡等割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該譲渡をした課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

第一項に規定する第三年度の課税期間とは、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日とは、当該居住用賃貸建物の課税仕入れの日（当該居住用賃貸建物が第十二条の四第一項に規定する自己建設高額特定資産である場合には、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が完了した日）をいい、第一項に規定する課税賃貸建物の割合とは、当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額（第二十一条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額のうちに当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めることにより計算した割合をいい、前項に規定する課税譲渡等割合とは、当該事業者が第一項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日から当該居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間（以下この項において「課税譲渡等調整

期間」という。」に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額のうちに当該事業者が課税譲渡等調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいふ。

第三十六条 第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項の規定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないこととなつた日)の前日において消費税を納める義務が免除されていて期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの(これらを納める義務が免除されていて建設された棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額(当該棚卸資産又は当該課税貨物の取得に要した費用の額として政令で定める金額に百十分の七・八(当該課税仕入れに係る棚卸資産が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が軽減対象課税貨物である場合には、百八分の六・二四)を乗じて算出した金額をいう。第三項及び第五項において同じ。)をその受けないこととなつた課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

2 前項の規定は、事業者が政令で定めるところにより同項に規定する棚卸資産又は課税貨物の明細を記録した書類を保存しない場合には、当該保存のない棚卸資産又は課税貨物について該保存は、適用しない。ただし、災害その他やむを得

二 その課税期間の初日において所得税法第二条
第一項第八号の四(定義)又は法人税法第二条
第十二号の十九(定義)に規定する恒久的施設
を有しない国外事業者を除く。が、その納稅
地を所轄する税務署長にその基準期間における
課税売上高(第九条第一項に規定する基準期間
における課税売上高をいう。以下この項及び次
条第一項において同じ。)が五千万円以下であ
る課税期間(第十二条第一項に規定する分割等
に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法
人の政令で定める課税期間(以下この項及び次
条第一項において「分割等に係る課税期間」と
いう。)を除く。)についてこの項の規定の適用
を受ける旨を記載した届出書を提出した場合に
は、当該届出書を提出した日の属する課税期間
の翌課税期間(当該届出書を提出した日の属す
る課税期間が事業を開始した日の属する課税期
間その他の政令で定める課税期間である場合に
は、当該課税期間)以後の課税期間(その基準
期間における課税売上高が五千万円を超える課
税期間及び分割等に係る課税期間を除く。)に
ついては、第三十条から前条までの規定により
課税標準額に対する消費税額から控除すること
ができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これ
らの規定にかかるわらず、次に掲げる金額の合計
額とする。この場合において、当該金額の合計
額は、当該課税期間における仕入れに係る消費
税額みなす。

2
係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の定額に対する消費税額から当該課税期間における金額に対する課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における金額を前項第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入に係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除して控除しきれない金額があり、かつ、当該控除しきれない金額を前項第一号に掲げる金額から控除してなお控除しきれない金額（以下この項において「控除未済金額」という。）があるときは、当該控除未済金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

3
第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間は同項の規定による届出書を提出することができない。ただし、当該事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間から同項の規定の適用を受けようとする場合に当該届出書を提出するときは、この限りでない。

一 当該事業者が第九条第七項の規定の適用を受ける者である場合 同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

二 当該事業者が第十二条の二第二項の新設法人である場合又は第十二条の三第三項の特定新規設立法人である場合において第十二条の二第二項（第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する場合に該当するとき 第十二条の二第二項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

三 当該事業者が第十二条の四第一項に規定する場合に該当するとき（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）高額特定資産（同項に規定する高額特定資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する場合にあっては、当該自己建設高額特定資

第五項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項の規定による届出は、その効力を失う。

やむを得ない事情があるため第一項又は第五項の規定による届出書を第一項の規定の適用を受けようどし、又は受けることをやめようととする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。

(災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例)

第三十七条の二 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び前条第一項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。以下この項目、次項及び第五項において「選択被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた場合において、当該選択被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該承認を受けた選択被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

前項の承認を受けようとする事業者は、前条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた事情その他財務省令で定める事項を記載した申請書を、前項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日から二月以内（当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその後の申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、当該選択被災課税期間に提出四十五条第一項の規定による申告書の提出期限まで）に、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相當でないと認めるときは、その申請を却下する。

税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日から二月を経過する日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。ただし、同項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合は、この限りでない。

6 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（前条第一項の規定の適用を受ける事業者に限る。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（当該課税期間の翌課税期間以後の課税期間のうち政令で定める課税期間を含む。以下この項において「不適用被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることの必要がなくなつた場合において、当該不適用被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることをやめることについてその納稅地を所轄する稅務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同条第五項の規定による届出書を当該承認を受けた不適用被災課税期間の初日の前日に当該稅務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、「受けることが必要となつた」とあるのは「受けることの必要がなくなつた」と、「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と、第五項中「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と読み替えるものとする。

8 第一項又は第六項の承認を受けた事業者が、その承認前に第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出している場合その他の場合における第一項又は第六項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十八條 事業者（第九条第一項本文の規定により消費稅を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた課稅資產の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法

律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)と当該対価の額に百分の十(当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、百分の八)を乗じて算出した金額との合計額(以下この項及び第三十九条において「税込価額」という。)の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額(以下この項から第四項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。)をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間において行つた売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額(当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百十分の七・八(当該売上げに係る対価の返還等が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分八分の六・二四)を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。)の合計額を控除する。

前項の規定は、事業者が当該売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない売上げに係る対価の返還等に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をことができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合には、その相続人が行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をしたものとみなして、前項の規定を適用する。

前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合について準用する。

前二項に定めるもののほか、第二項に規定する帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一

での期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額

二 当該課税期間開始の日から当該一月中申告対象期間の末日までの期間、被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除して計算した金額

第一項の場合において、同項の事業者が合併

合併により法人を設立する場合に限る。)に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべしとの設立後最初の課税期間の同項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、各被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除して計算した金額の合計額とする。

事業者は、その課税期間開始の日以後三月ごとに区分した各期間(最後に三月末満の期間を含む)に生じたときはその三月末満の期間とし、当該三月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を除く。(以下この項において「三月中間申告対象期間」という。)につき、当該三月中間申告対象期間の末日の翌日から二月以内に、それぞれ次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が百万円以下である場合又は当該三月中間申告対象期間が第一項の規定による申告書を提出すべき同項に規定する一月中間申告対象期間を含む期間にある場合における当該三月中間申告対象期間については、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該二月中間申告対象期間の末日までに確定したものと当該直前の課税期間の月数で除し、これに三を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは、「第四項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは、「第四項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは、「三月中間申告対象期間の末日」と、「割合」とあるのは、「割合に三を乗じた数」と、同項第二号の中「一月中間申告対象期間」とあるのは、「三月

申告対象期間の末日までの期間の月数（当該月数が三を超えるときは、三）を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第四項の事業者」と、「除して」とあるのは「除し、これに三を乗じて」と読み替えるものとする。

6 事業者は、その課税期間（個人事業者については事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては六月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除く。）開始の日以後六月の期間（以下この項、第八項、第十項及び第十一項において「六月中間申告対象期間」という。）につき、当該六月中間申告対象期間の末日の翌日から一月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が二十四万円以下である場合又は当該六月中間申告対象期間が第一項若しくは第四項の規定による申告書を提出すべきこれらの場合に規定に規定する一月中間申告対象期間若しくは三月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該六月中間申告対象期間については、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該六月中間申告対象期間の末日までに確定したものを当該直前の課税期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

7 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは「第六項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「六月中間申告対象期間の末日」と、「三月」とあるのは「六月」と、「割合」とあるのは「割合に六を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間申告対象期間」とあるのは「六月中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは「除し、これにその合併の日から当該六月中間申告対象期間の末日までの期間の月数を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業

第六項第一号に掲げる金額が二十四万円以下であることによりその六月中間申告対象期間につき、同項の規定による申告書（以下この項及び第十一項において「六月中間申告書」という。）を提出することを要しない事業者が、当該六月中間申告書を提出する旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する稅務署長に提出した場合には、当該届出書の提出をした事業者の当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間（同号に掲げる金額が二十四万円以下であるものに限る。第十一項において同じ。）について、第六項ただし書の規定は、適用しない。

前項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する稅務署長に提出しなければならない。

前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間については、第八項の規定による届出は、その効力を失う。

第八項の規定による届出書の提出をした事業者が、当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間に係る六月中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、当該事業者は第九項の規定による届出書を当該六月中間申告対象期間の末日にその納稅地を所轄する稅務署長に提出したものとみなす。

第一項から第七項までの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（災害等による期限の延長により中間申告書の提出を要しない場合）

第四十二条の二 国税通則法第十二条（災害等による期限の延長）の規定による申告に関する期限の延長により、中間申告書（前条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書をいう。以下この章において同じ。）の提出期限と当該中間申告書に係る課稅期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、前条第一項本文、第四項本文又は第

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)
第四十三条 中間申告書を提出すべき事業者が第
四十二条第一項に規定する一月中間申告対象期間
又は同条第六項に規定する六月中間申告対象
期間(以下この項において「中間申告対象期間」と
いいう。)を「課税期間とみなして当該中間
申告対象期間における課税資産の譲渡等に係
る課税標準である金額(当該中間申告対象期間
中に国内において行つた課税資産の譲渡等(第
七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条
約の規定により消費税が免除されるものを除
く。)に係る課税標準である金額をいう。以下この
項において同じ。)の合計額、特定課税仕入
入れに係る課税標準である金額(当該中間申告
対象期間中に国内において行つた特定課税仕入
れに係る課税標準である金額をいう。以下この
項において同じ。)の合計額及び第四十五条第
一項第二号から第四号までに掲げる事項に代えて、次に
掲げる事項を記載することができる。
一 当該課税資産の譲渡等に係る税率の異なる
ごとに区分した課税標準である金額の合計額
及び当該特定課税仕入れに係る課税標準であ
る金額の合計額並びにそれらの合計額(次号
において「課税標準額」という。)
二 税率の異なるごとに区分した課税標準額に
対する消費税額
三 当該中間申告対象期間を一課税期間とみな
した場合に前章の規定により前号に掲げる消
費税額から控除をされべき第四十五条第一
項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合
計額
四 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる
消費税額の合計額を控除した残額に相当する
消費税額
五 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財
務省令で定める事項

項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む」とあるのは「中間申告書（第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書）とあるのは「中間申告書」とする。

第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する事業者が、同項に規定する中間申告書対象期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき交付した適格請求書（第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。第四十五条第五項において同じ。）又は適格簡易請求書（第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書をいう。第四十五条第五項において同じ。）の写しを第五十七条の四第六項の規定により保存している場合（同項の規定により同項の電磁的記録を保存している場合を含む。）には、当該課税資産の譲渡等に係る第一項第二号に掲げる税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額については、同号の規定にかかわらず、第四十五条第五項の規定の例により計算した金額とすることができる。

第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書には、財務省令で定めるところにより、同項に規定する中間申告書対象期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額（第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいふ。以下この章において同じ。）の明細その他的事項を記載した書類を添付しなければならない。（中間申告書の提出がない場合の特例）

第四十四条 中間申告書を提出すべき事業者がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合（第四十二条第十一項の規定の適用を受ける場合を除く。）には、その事業者については、その提出期限において、税務署長に同条第一項各号、第四項各号又は第六項各号に掲げた事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなす。

（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告）

第四十五条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、課税期間ごとに、当該課税期間の

記載した申告書を課税署長に提出しなければならない。ただし、国内における課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの（除く。）及び特定課税仕入れがなく、かつ、第四号に掲げる消費税額がない課税期間については、この限りでない。

一 その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る税率の異なるごとに区分した課税標準額によるごとに区分した課税標準である金額の合計額及びその課税期間中に国内において行つた課税額及びその課税期間中に国内において行つた課税額に掲げる消費税額の合計額

二 税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額

三 前章の規定によりその課税期間において前号に掲げる消費税額から控除をされるべき次に掲げる消費税額の合計額

イ 第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額

ロ 第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額

ハ 第三十八条の二第二項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額

ニ 第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額

四 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる消費税額の合計額を控除した残額に相当する消費税額

五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げる消費税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その事業者が当該課税期間につき中間申告書を提出した事業者である場合には、第四号に掲げる消費税額から当該申告書に係る中間納付額を控除した残額に相当する消費税額

七 第四号に掲げる消費税額から中間納付額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

前項の規定による申告書を提出すべき個人事業者がその課税期間の末日の翌日から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、政令で定めることにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に当該申告書を提出しなければならない。

3 個人事業者が課税期間の中途において死亡した場合において、その者の当該課税期間分の消費税について第一項の規定による申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人は、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に当該消費税について当該申告書を提出しなければならない。

4 清算中の法人につきその残余財産が確定した場合には、当該法人の当該残余財産の確定の日に属する課税期間に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内」(当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで)とする。

5 第一項の規定による申告書を提出する事業者が、当該申告書に係る課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを第五十七条の四第六項の規定により保存している場合(同項の規定により同項の電磁的記録を保存している場合を含む。)には、当該課税資産の譲渡等に係る第一項第二号に掲げる税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額については、同号の規定にかかわらず、当該適格請求書に記載した同条第一項第五号に掲げる消費税額等その他の政令で定める金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。ただし、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第一項本文又は第十八条第一項の規定その他政令で定める規定の適用を受けた税額その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

第四十五条の二 前条第一項の規定による申告書（以下この項及び第四項において「消費税申告書」という。）を提出すべき法人（法人税法第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）（同法第一百四十四条の八（確定申告書の提出期限の延長の特例）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける法人（第六十条第八項の規定の適用により消費税申告書の提出期限が延長される法人を除く。）に限る。）が、消費税申告書の提出期限を延長する旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度（同法第二条第十二号の七の二（定義）に規定する通算法人の場合にあっては、その提出をした日が事業年度終了の日の翌日から四十五日以内である場合のその事業年度を含む。）以後の各事業年度（同法第七十五条の二第一項の規定により同法第七十四条第一項（確定申告）又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定による申告書の提出期限が延長されている事業年度（同法第七十五条の二第九項（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により同法第七十五条の二第一項の規定の適用がないものとみなされる事業年度を含む。）に限る。）終了日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限については、前条第一項の規定にかかるわらず、当該課税期間の末日の翌日から三月以内とする。

期間の届出

前項の規定による届出書を提出した法人は、同項の規定による届出書の提出があつたとき（又は、事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。）

前項の規定による届出書の提出があつたとき（又は、その提出があつた日の属する事業年度終了の日の属する課税期間以後の事業年度終了の日の属する課税期間については、第一項の規定による届出は、その効力を失う。）

第一項の規定の適用を受ける法人は、同項の規定の適用を受ける消費税申告書に係る課税期間の消費税の額に、当該課税期間終了の日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三バーセントの割合を乗じて計算した金

る金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過少となる場合

第四十七条第一項の規定による申告書に記載すべき同項第一号又は第二号に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、若しくは更正若しくは決定を受けた者又は同条第二項に規定する課税貨物に係る消費税につき国税通則法第三十二条第一項（賦課決定）に規定する決定（以下この項において「賦課決定」という。）若しくは同条第二項に規定する変更する決定（以下この項において「変更決定」という。）を受けた者は、その修正申告書の提出若しくは更正若しくは決定又は賦課決定若しくは変更決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定若しくは賦課決定若しくは変更決定（以下この項において「更正決定等」という。）の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき更正の請求をすることができる。この場合においては、同法第二十三条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正決定等の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書又は更正決定等に係る課税期間で決定を受けた課税期間に係る第四十五条第一項第四号又は第六号に掲げる金額が過大となる場合
二 その修正申告書又は更正決定等に係る課税期間で決定を受けた課税期間に係る第四十五条第一項第七号に掲げる金額が過少となる場合

第五章 雜則
(小規模事業者の納稅義務の免除が適用されなくなつた場合等の届出)

第五十七条 事業者が次の各号に定め当することとなつた場合には、当該各号に定め

課税売上高をいう。次号及び第二号の二において同じ。) が千万円を超えることとなつた

（第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高

場合（第九条の二第一項、第十条第一項若しくは第二項、第十一項又は第十二条第一項から第六項までの規定により消費税を納める義務が免除されなくなった場合を含む。）当該事業者は

二 課税期間の基準期間における課税売上高が一千円以下となつた場合（次号に掲げる場合に該当する場合並びに第九条第四項の規定により届出書を提出している場合及び次条第一項の登録を受けている場合を除く。）当該事業者は

三 規定の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が千円以下となつた場合（第九条第四項の規定により届出書を提出している場合及び次条第一項の登録を除く。）当該事業者は

四 第十二条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。) が死亡した場合 当該死亡した個人事業者の相続人

五 法人（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人を除く。）が合併により消滅した場合 当該合併に係る合併法人

六 法人又は第十二条の三第一項に規定する新設規設立法人に該当することとなつた場合には、その旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

（適格請求書発行事業者の登録等）

第五十七条の二 国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であつて、第五十七条の四第一項に規定する適格請求書の交付をしようとする事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、税務署長の登録を受けることができる。

（前項の登録を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書をその納稅

地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項本文の規定の適用を受けようとするときは、政令で定める日までに、当該申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

四 税務署長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録をしなければならない。

五 第一項の登録は、適格請求書発行事業者登録簿に氏名又は名称、登録番号その他の政令で定める事項を登載してするものとする。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

六 当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（二十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（二十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（二十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（二十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（二十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（二十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（二十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（二十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（二十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（二十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（三十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（三十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（三十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（三十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（三十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（三十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（三十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（三十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（三十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（三十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（四十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（四十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（四十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（四十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（四十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（四十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（四十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（四十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（四十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（四十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（五十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（五十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（五十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（五十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（五十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（五十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（五十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（五十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（五十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（五十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（六十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（六十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（六十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（六十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（六十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（六十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（六十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（六十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（六十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（六十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（七十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（七十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（七十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（七十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（七十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（七十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（七十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（七十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（七十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（七十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（八十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（八十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（八十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（八十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（八十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（八十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（八十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（八十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（八十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（八十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（九十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（九十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（九十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（九十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（九十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（九十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（九十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（九十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（九十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（九十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百二十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百二十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百二十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百二十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百二十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百二十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百二十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百二十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百二十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百二十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百三十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百三十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百三十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百三十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百三十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百三十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百三十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百三十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百三十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百三十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百四十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百四十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百四十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百四十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百四十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百四十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百四十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百四十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百四十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百四十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百五十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百五十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百五十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百五十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百五十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百五十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百五十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百五十七）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百五十八）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百五十九）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百六十）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百六十一）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百六十二）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百六十三）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百六十四）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百六十五）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百六十六）当該事業者が、次に掲げるいずれかの事実

（一百六十七）当該事業者が、

に、当該申告書に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面（税理士法第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する書面をいう。）が提出されていないこと。

二 当該適格請求書発行事業者（国税通則法第百七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

ホ 消費税につき国税通則法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。

ヘ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

チ 前項第二号に定める事実に関する事項について、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者であること。

ト 当該適格請求書発行事業者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

8 税務署長は、第一項の登録又は前二項の処分をするときは、その登録又は処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

適格請求書発行事業者は、第四項に規定する適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

9 税務署長は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、当該届出に係る事項を適格請求書発行事業者登録簿に登載して、変更の登録をするものとする。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該変更後の適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

10 適格請求書発行事業者が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日に、第一項の登録は、その効力を失う。

一 当該適格請求書発行事業者が第一項の登録の取消しを求める旨の届出書をその納稅地を

所轄する税務署長に提出した場合 その提出
があつた日の属する課税期間の末日の翌日
(その提出が政令で定める日の翌日から当該
課税期間の末日までの間にされた場合には、
当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日)
一 当該適格請求書発行事業者が事業を廃止し
た場合 (前条第一項の規定により同項第三号
に掲げる場合に該当することとなつた旨を記
載した届出書を提出した場合に限る) 事業
を廃止した日の翌日

三 当該適格請求書発行事業者である法人が合
併により消滅した場合 (前条第一項の規定に
より同項第五号に掲げる場合に該当すること
となつた旨を記載した届出書を提出した場合
に限る) 当該法人が合併により消滅した日
税務署長は、第六項の規定による登録の取消
しを行つたとき、又は前項の規定により第一項
の登録がその効力を失つたときは、当該登録を
抹消しなければならない。この場合において、
税務署長は、政令で定めるところにより、当該
登録が取り消された又はその効力を失つた旨及
びその年月日を速やかに公表しなければならな
い。

12 前各項に定めるものほか、この条の規定の
適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(適格請求書発行事業者が死亡した場合におけ
る手続等)

11 第五十七条の三 適格請求書発行事業者 (個人事
業者に限る。以下この条において同じ。) が死
亡した場合には、第五十七条第一項の規定にか
かわらず、同項第四号に定める者は、同号に掲
げる場合に該当することとなつた旨を記載した
届出書を、速やかに、当該適格請求書発行事業
者の納稅地を所轄する税務署長に提出しなけれ
ばならない。

2 適格請求書発行事業者が死亡した場合における
前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受
ける場合を除き、前項の規定による届出書が提
出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日か
ら四月を経過した日のいずれか早い日に、その
効力を失う。

3 相続により適格請求書発行事業者の事業を承
継した相続人 (適格請求書発行事業者を除く。)
の当該相続のあつた日の翌日から、当該相続人
が前条第一項の登録を受けた日の前日又は当該
相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日
の翌日から四月を経過する日のいずれか早い日

までの期間（次項において「みなし登録期間」という。）については、当該相続人を同条第一項の登録を受けた事業者とみなして、この法律（同条第十項（第一号に係る部分に限る。）を除く。）の規定を適用する。この場合において、当該みなし登録期間中は、当該適格請求書発行事業者に係る同条第四項の登録番号を当該相続人の登録番号とみなす。

4 前項の規定の適用を受けた相続人の被相続人に係る前条第一項の登録は、当該相続人のみなし登録期間の末日の翌日以後は、その効力を失う。

5 税務署長は、第二項又は前項の規定により前条第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該登録がその効力を失つた旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。

6 適格請求書発行事業者の事業を承継した場合における棚卸資産に係る消費税額の調整その他この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（適格請求書発行事業者の義務）

第五十七条の四 適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行つた場合（第四条第五項の規定により資産の譲渡とみなされる場合、第十七条第一項又は第二項本文の規定により資産の譲渡等を行つたものとされる場合その他政令で定める場合を除く。）において、当該課税資産の譲渡等を受ける他の事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条において同じ。）から次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下第五十七条の六までにおいて「適格請求書」という。）の交付を求められたときは、当該課税資産の譲渡等で定めるものを行う場合は、この限りでない。

一 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号（第五十七条の二第四項の登録番号をいう。次項第一号及び第三項第一号において同じ。）

二 課税資産の譲渡等を行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）

三 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）

四 課税資産の譲渡等に係る税抜額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。次項第四号及び第三項第四号において同じ。）又は税込価額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。次項第四号及び第三項第四号において同じ。）を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率（第二十九条第一号又は第二号に規定する税率に七十八分の百を乗じて得た率をいう。次項第五号及び第三項第五号において同じ。）

五 消費税額等（課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額の合計額として前号に掲げる税率の異なるごとに区分して合計した金額ごとに政令で定める方法により計算した金額をいう。）

六 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称（前項本文の規定の適用を受ける場合において、同項の適格請求書発行事業者が国内において行つた課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものであるときは、適格請求書に代えて、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下第五十七条の六までにおいて「適格簡易請求書」という。）を交付することができる。）

一 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

りは、政令で定めるところにより、その資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度並びにその課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りの費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとすることができる。

別表第三に掲げる法人のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるものの資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りを行つた時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。

国若しくは地方公共団体特別会計を設けて事業を行う場合に限る)、別表第三に掲げる法人、第十四条第一項ただし書に規定する公益信託に係る第十五条第三項に規定する受託事業者(第八項において「公益信託受託事業者」という)又は人格のない団体等(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く)が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日(当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入(政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という)があり、かつ当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう)の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の第四十五条第一項第一号に掲げる消費税額(次項及び第六項において「課税標準額に対する消費税額」といいう)から控除することができる課税仕入れ等の税額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二条第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

5 前項の場合において、同項に規定する課税仕入れ等の税額から同項に規定する政令で定める業務として行う事業については、第三十条から第三十九条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、これらの規定にかかるわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。

6 第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、第三十条から第三十九条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額は、これらの規定にかかるわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。

7 国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、第九条、第四十二条、第四十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて行う事業に限る)又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定めるものの第四十二条第一項、第四项若しくは第六项又は第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の特例、その他国若しくは地方公共団体、別表第三に掲げる法人、公益信託受託事業者又は人格のない団体等に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(財務省令への委任)

第六十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による許可若しくは承認に関する申請、担保の提供に関する手続又は書類の記載事項若しくは提出の手続その他のこの法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。

(特定資産の譲渡等を行う事業者の義務)

第六十二条 特定資産の譲渡等(国内において他の者が行う特定課税仕入れに該当するものに限り、行う事業者は、当該特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、当該特定課税仕入れを行う事業者が第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。

(価格の表示)

第六十三条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く)は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の

法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。)を行なう場合(専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行なう場合を除く。)において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

第六章 罰則

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

一 偽りその他不正の行為により、消費税を免れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れようとしたとき。

二 偽りその他不正の行為により、第五十二条第一項若しくは第五十三条第一項若しくは第二项の規定による還付を受け、又は第五十四条第一項若しくは第五十五条第二項若しくは第三項の規定による還付(国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求に基づく更正(同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正をいう。)によるものに限る。)を受けたとき。

三 前項第二号の罪の未遂(第五十二条第一項に規定する不足額の記載のある同項の申告書又は國税通則法第二十三條第三項の更正請求書(第五十四条第一項の規定による還付を受けようとするものに限る。)を提出した場合に限る。)は、罰する。

四 第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に處する。

一 第八条第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けないで同項の物品の譲渡又は譲受け(これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を持ち、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させるなどを含む。)をしたとき。

二 第四十二条第一項、第四项又は第六項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものに偽りの記載をして提出したとき。

三 第四十七条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出したとき。

四 第六十六条 正當な理由がなくて第四十五条第一項の規定による申告書(同項第四号に掲げる消費税額がないものを除く。)又は第四十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に處する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

五 第一項第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れ、又は免れようとしたときに係るものに限り、行う事業者は、当該特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、当該特定課税仕入れを行う事業者が第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。

第六章 罰則

第六十七条 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各条の罰金刑を科する。

る課税売上高」という。)については、当該基準期間の初日が施行日前であるときは、この法律が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、同条第二項及び第三項の規定により計算する。

前項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、第十二条第一項の規定による算定額を、召出書により計算する。

は同条第五項に規定する資産の延払条件付譲渡について適用する。

（長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置）

第八条 事業者が、適用日前に締結した長期工事（第十七条第一項に規定する長期工事をいう。以下この項において同じ。）の請負に係る契約に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物

第八条 事業者が、適用日前に締結した長期工事
特例に関する経過措置)

第十条 (個人事業者の納稅地の特例に関する経過措置)
施行日前に所得稅法第十六条第一項又は第二項(納稅地の特例)の規定の適用を受けている個人事業者についての第二十一条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日にはこれらの規定に規定する書類の提出があつたものとみなす。

五百六分の六」と、第三十八条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百三分の三」とあるのは「百分の六」と、第三十九条第一項中「百三分の三」とあるのは「百分の六」とする。

普通乗用自動車の譲渡を行う事業者の適用日の属する課税期間から平成四年三月三十一日の

第六条 第十一条から第十二条までの規定は、施行日の翌日以後にこれらの規定に規定する相続、合併及び分割があつた場合について適用する。

第七条 第十一条第二項若しくは第四項又は第十二条第二項から第五項までの規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する基準期間に対応する期間の初日が施行日前であるときは、この法律が、当該期間の初日から施行されたものとして、これらの規定を適用する。

(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例等に関する経過措置)

第一条 第十五条の規定は、適用日以後に行われる同条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等について適用する。

第二条 第十六条の規定は、適用日以後に行われる同条第一項に規定する資産の延滞条件付販売等又

一項の規定の適用を受けるものとみなす。事業者が、他の事業者から第一項の規定の適用を受ける目的物の引渡しを受けた場合には、当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分は、適用日前に引渡しを受けたものとみなす。

事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行つた場合には、その相手方に対して当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例に関する経過措置)

第九条 第十八条の規定は、同条第一項に規定する個人事業者が適用日以後に行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用する。

規定する普通乗用自動車につき第十五条第一項に規定する割賦販売等を行つた場合において、当該普通乗用自動車の譲渡につき同項の規定の適用を受けたときは、当該普通乗用自動車の当該割賦販売等に係る賦払金の額で、第一項に規定する期間後にその支払の期日が到来するものに係る部分の資産の譲渡について適用される税率は、第二十九条の規定にかかわらず、同項に規定する税率とする。

第一項の規定の適用を受ける普通乗用自動車（以下この条において「普通乗用自動車」という。）に係る第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、第三十条第一項、第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項中「百三分の三」とあるのは

仕入れにつき同項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は適用日以後に保稅地域から引き取つた課稅貨物につき同条第四項に規定する消費稅額の還付を受けた場合について適用する。

(中小事業者の仕入れに係る消費稅額の控除の特例に関する経過措置)

第十三條 第三十七条第一項に規定する事業者が、同項に規定する届出書を適用日前にその納稅地を所轄する稅務署長に提出した場合における同條の規定の適用については、同項中「記載した届出書」とあるのは「記載した届出書を平成元年三月三十一日までに」と、「当該届出書を提出した日の属する課稅期間の翌課稅期間(当該届出書を提出した日の属する課稅期間が事業を開始した日の属する課稅期間その他の政

る課税売上高」という。)については、当該法規期間の初日が施行日前であるときは、この法律が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、同条第二項及び第三項の規定により計算する。

前項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、第九条第二項の規定にかかわらず、昭和六十四年一月一日から平成元年二月二十八日までの期間における課税売上高(当該期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額から当該期間中に行つた第九条第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。)に六乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とることができる。

事業者が、第九条第四項に規定する届出書を適用日前にその納稅地を所轄する税務署長に提出した場合における同項及び同条第六項の規定の適用については、同条第四項中「届出書を」とあるのは「届出書を平成元年三月三十一日までに」と、「当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間(当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)」とあるのは「平成元年四月一日の属する課税期間」と、同条第六項中「同項に規定する翌課税期間」とあるのは「平成元年四月一日の属する課税期間」とする。(相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等

は同条第五項に規定する資産の延払条件付譲渡特例に関する経過措置)

第八条 事業者が、適用日前に締結した長期工事(第十七条第一項に規定する長期工事をいう。以下この項において同じ。)の請負に係る契約に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合(附則第三条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該事業者が、当該長期工事に係る対価の額につき、適用日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度において第十七条第一項に規定する工事進行基準の方法により經理した金額があるときは、当該長期工事の目的物のうち当該长期工事の着手の日から適用日の前日までの期間に応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分は、同項の規定により既に工事進行基準の方法により經理した金額に係るものとみなして、同条第二項の規定を適用することができる。

事業者が前項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等を行つた場合における第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用については、第三十八条第一項及び第三十九条第一項中「免除されるものを除く」とあるのは「免除されるもの及び附則第八条第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等のうち同項に規定する計算した金額に係る部分を除く」と、第四十三条第一項及び第四十五条第一項中「免除されるもの」とあるのは「免除されるもの及び附則第八条第

(個人事業者の納稅地の特例に関する経過措置)

第十一条 施行日前に所得稅法第十六条第一項又は第二項(納稅地の特例)の規定の適用を受けている個人事業者についての第二十一条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日にこれららの規定に規定する書類の提出があつたものとみなす。

(普通乗用自動車の税率等に関する経過措置)

第十二条 適用日から平成四年三月三十一日までの間に国内において行われる普通乗用自動車の譲渡又は保税地域から引き取られる普通乗用自動車に係る消費稅の税率は、第二十九条の規定にかかわらず、百分の六とする。

2 前項に規定する普通乗用自動車とは、長さが三百二十センチメートルを超える、幅が百四十七センチメートルを超える、又は気筒容積が五百五十五立方センチメートルを超える四輪以上の乗用自動車(電気を動力源とするもののうち、内燃機関を有しないものを除く。)で、初めて道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第六十条第一項(新規検査)又は第七十一条第四項(予備検査)の規定により自動車検査証の交付を受けた日(これらの規定の適用を受けないものにあつては、使用を開始した日)から一年以上経過した乗用自動車及び同法第十三条(移転登録)の規定による移転登録を受けている乗用自動車(保税地域から引き取られる乗用自動車にあつては、引取り前に一年以上使用されたものとして政令で定めるもの)以外のものをいう。

五百六分の六」と、第三十八条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、第三十九条第一項中「百三分の三」とあるのは「百分の六」と、第三十九条第一項中「百三分の三」とあるのは「百分の六」とする。

普通乗用自動車の譲渡を行う事業者の適用日から平成四年三月三十一日の属する課税期間までの各課税期間及び第一項に規定する税率が適用される第三項に規定する資産の譲渡が行われた各課税期間に係る第四十二条第一項、第四项、第六項又は第八項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び第四十五条第一項の規定による申告書については、第四十三条第一項第五号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準額である金額の合計額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準額とする。

前二項に定めるもののほか、普通乗用自動車に対しこの法律を適用する場合における技術的、読替えその他普通乗用自動車に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

規定する普通乗用自動車につき第十五条第一項に規定する割賦販売等を行つた場合において、当該普通乗用自動車の譲渡につき同項の規定の適用を受けたときは、当該普通乗用自動車の当該割賦販売等に係る賦払金の額で、第一項に規定する期間後にその支払の期日が到来するものに係る部分の資産の譲渡について適用される税率は、第二十九条の規定にかかわらず、同項に規定する税率とする。

第六条 第十条から第十二条までの規定は、施行日の翌日以後にこれらの規定に規定する相続、合併及び分割があつた場合について適用する。
第二項 第十一条第二項若しくは第四項又は第十二条第二項から第五項までの規定の適用がある場合

3
事業者が、他の事業者から第一項の規定の適用を受ける目的物の引渡しを受けた場合には、該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分は、適時引渡すことを要する。

規定する普通乗用自動車につき第十五条第一項に規定する割賦販売等を行つた場合において、当該普通乗用自動車の譲渡につき同項の規定の適用を受けたときは、当該普通乗用自動車の当該割賦販売等に係る賦払金の額で、第一項に規

仕入れにつき同項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は適用日以後に保税地域から引き取った課税貨物につき同条第四項に規定する消費税額の還付を受けた場合について適用する。

規定する普通乗用自動車につき第十五条第一項に規定する割賦販売等を行つた場合において、当該普通乗用自動車の譲渡につき同項の規定の適用を受けたときは、当該普通乗用自動車の当該割賦販売等に係る賦払金の額で、第一項に規定する期間後にその支払の期日が到来するものに係る部分の資産の譲渡について適用される税率は、第二十九条の規定にかかわらず、同項に規定する税率とする。

**第七条 第十五条の規定は、適用日以後に行われたものとして、これらの規定を適用する。
(賃料販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例等に関する経過措置)**

4 第一項の規定の適用を受ける普通乗用自動車（以下この条において「普通乗用自動車」といいう。）に係る第三十条第一項、第三十二条第一

水道料金の規定で届出書を適用する場合における納付の手続は、税務署長が所轄する税地を提出した場合における同項の規定の適用については、同項中「記載した届出書を」とあるのは「記載した届出書を」

2 章 第二項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等について適用する。

第九条 特例に関する経過措置 第十九条 第十八条の規定は、同条第一項に規定する個人事業者が適用日以後に行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用する。

項、第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、第三十条第一項、第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項中「百三分の三」とあるのは

平成元年三月三十一日までに」と、「当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間が（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政

う。)別表第一、第七号に掲げる資産の譲渡等で、政令で定めるもの及び同表第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの以外の資産の譲渡等に係る部分に限る。次条において同じ。)が、当該基準適用の日から施行されて、これらにつ

第四条 施行日以後に消費税法第十条第一項に規定する場合の納稅義務の免除の特例等（相続がある場合の納稅義務の免除の特例等）に関する経過措置

定する相続（以下この条において「相続」という。）同法第十一條第一項若しくは第三項に規定する合併（以下この条において「合併」という。）又は同法第十二条第一項に規定する分割（以下この条において「分割」という。）があつた場合における新法第十条第一項に規定する被相続人による基準期間における課税売上高、新法第十一條第一項若しくは第三項に規定する被

合併法人に係る基準期間における課税売上高又は新法第十二条第一項に規定する分割親法人に係る基準期間における課税売上高については、当該基準期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、新法第十条第一項、第十一条第一項若しくは第三項又は第十二条第一項の規定を適用する。

合併又は分割があつた場合において、施行日以後に開始する課税期間に係る新法第十一條第二項若しくは第四項又は第十二條第二項から第五項までに規定する基準期間に対応する期間における課税売上高については、当該期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定が、当該期間の初日から施行されていたものとして、新法第十一条第二項若しくは第四項又は第十二条第二項から第五項までの規定を適用する。

前二項に定めるもののほか、相続、合併又は分割があつた場合における新法第十条から第十二条までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における非課税に関する経過措置)

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における非課税及び課税仕入れに関する経過措置)

第七条 新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた社会福祉事業等の資産の譲渡等（資産の譲渡等で新法別表第一第七号から第十三号までに掲げる資産の譲渡等に該当するもの（旧法別表第一第七号及び第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）につき、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が施行日以後であるときは、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等については、新法別表第一第七号から第十三号までの規定は、適用しない。

新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた社会福祉事業等の仕入れ（社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、又は社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る役務の提供を受けることをいう。以下同じ。）につき、当該社会福祉事業等の仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該社会福祉事業等の仕入れに係る新法第三十三条から第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお從前の例による。

新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた授産作業の資産の譲渡等（資産の譲渡等で新法別表第一第七号イに規定する身体障害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施設を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するもの）をいう。以下同じ。）又は授産作業の仕入れ（授産作業の資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は授産作業の資産の譲渡等に係る役務の提供を受けることをいう。以下同じ。）につき、当該授産作業の資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日又は当該授産作業の仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該授産作業の資産の譲渡等に係る別表第一に掲げるものとみなし、当該授産作業の仕入れについては、新法第三十三条から第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等の適用を受ける課税仕入れに該当しないものとする。

二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

3 新法第三十二条の規定は、授産作業の仕入れに係る同条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等について、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の仕入れを行った場合について適用する。

3 事業者が、施行日前に保税地域から引き取った外国貨物で新法別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するものにつき、新法第三十二条第四項に規定する消費税額の還付を受けた場合には、当該消費税額の還付に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

(課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整に関する経過措置)

第九条 社会福祉事業等の資産の譲渡等を行う事業者(新法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る業務の用に供するため、施行日前に国内において旧法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産(以下この条において「調整対象固定資産」という。)の課税仕入れを行い、又は施行日前に調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取った場合において、当該調整対象固定資産を施行日以後引き続き当該業務の用に供している間は、当該調整対象固定資産について、新法第三十四条第一項に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供しているものとみなして、同条の規定を適用する。(納稅義務の免除を受けないこととなつた場合の棚卸資産に係る消費税額の調整等に関する経過措置)

第十一条 新法第三十六条第一項の事業者が、施行日前に国内において行つた社会福祉事業等の仕入れに係る棚卸資産又は施行日前に保税地域から引き取った外国貨物のうち新法別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するもので棚卸資産に該当するものを有している場合は、当該社会福祉事業等の仕入れに係る棚卸資産又は当該外国貨物で棚卸資産に該当するもの

第十九条 旅客運賃等の税率等に関する経過措置)
事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の使用者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを適用日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等を適用日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）第二十九条（税率）に規定する税率による。

第十九条 計算の方法
事業者が適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号（定義）に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）につき、同項第十四号に規定する基準期間中に新消費税法第三十八条第一項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る新消費税法第九条第一項（小規模事業者に係る納稅義務の免除）、第十一條第四項（合併があつた場合の納稅義務の免除の特例）又は第十二条第二項（分割があつた場合の納稅義務の免除の特例）に規定する基準期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。

（基準期間がない法人の納稅義務の免除の特例に関する経過措置）

年四月一日（以下「適用日」という。）以後に
国内において事業者が行う資産の譲渡等及び適用
日以後に国内において事業者が行う課税仕入
並びに適用日以後に保税地域から引き取られ
る外国貨物に係る消費税について適用し、適用
日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等
及び適用日前に国内において事業者が行つた
課税仕入並びに適用日前に保税地域から引き
取つた外國貨物に係る消費税については、なお
従前の例による。

（小規模事業者に係る納稅義務の免除に関する
経過措置）

き続き当該契約に係る資産の貸付けを行つて、いる場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、適用日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

一 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

3 課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

事業者が、昭和六十三年十二月三十日から平成八年十月一日（以下「指定日」という。）の前日までの間に締結した工事（製造を含む。）の請負に係る契約（これに類する政令で定める契約を含む。）に基づき、適用日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等（指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。）に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

九年法律第八十六号) 第二条第三号(定義)に規定する電気通信役務をいう。)で適用日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で適用日から平成九年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(適用日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月三十日後であるもの。(以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。)にあつては、当該確定したもの(うち、政令で定める部分)の当該確定した料金(特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定したもの)と料金の合計額

事業者が第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者がからこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における新消費税法第三十条第一項(仕入れに係る消費税額の控除)、第三十二条第一項(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例)及び第三十六条第一項(納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)の規定の適用については、これらの規定中「百五分の四」とあるのは、「百三分の三」とする。

の客の変更が行われた場合は、この限りでない。
一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。
二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
第一項から第三項まで、第四項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第三十八条第一項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）及び第三十九条第一項（貸倒れに係る消費税額の控除等）の規定の適用については、新消費税法第三十八条第一項中「百分の五」とあるのは、「百分の三」と、「百五分の四」とあるのは「百五分の三」と、新消費税法第三十九条第一項中「百五分の四」とあるのは「百三分の三」とす

事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で、当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであつて、当該役務の提供に先立つて対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、適用日以後に当該契約係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後において当該役務の提供の対価

附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。
(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第十三条 事業者が、指定日から適用日の前日までの間に締結した消費税法第十七条第一項(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例)に規定する長期工事の請負に係る契約に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該長期工事に係る対価の額につき、適用日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度において同項に規定する工事進行基準の方法により經理した金額があり、かつ、同項の規定の適用を受けるときは、当該長期工事の目的物のうち当該长期工事の着手の日から適用日の前日までの期間に対応する

第十二条 事業者が、適用日前に行つた消費税法第十六条第一項（延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例）に規定する延払条件付販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

これらの規定の適用を受けたものであることに
ついて書面により通知するものとする。
(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例
を受ける場合における税率等に関する経過措
置)

第十一条 事業者が、適用日前に行つた消費税法
第十五条第一項(割賦販売等に係る資産の譲渡等
等の時期の特例)に規定する棚卸資産又は役務
の割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた
場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の
額で適用日以後にその支払の期日が到来するも
のがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税

間)をいう。以下この条において同じ。)において行つた旧消費税法第十五条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等については、なお従前の例による。

施行日以後最初に開始する課税期間の直前の課税期間において旧消費税法第十五条第一項の規定の適用を受けている事業者が、施行日から平成十年九月三十日までの間に開始する課税期間において行う同項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等については、同条の規定は、なほその効力を有する。この場合において、同条第一項中「所得税法」とあるのは、「法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十四号)」以下この項において「平成十年改正法」という。)第二条の規定による改正前の所得税法(次項において「旧所得税法」という。)と、(次項において「旧法人税法」という。)と、「これらの規定の適用を受けるため割賦販売等をしたすべての棚卸資産又は役務」とあるのは、「割賦販売等をしたすべての棚卸資産又は役務(平成十年改正法附則第二十七条の規定による改正後の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に該当するものを除く。以下この項において同じ。)と、同条第二項中「所得税法」とあるのは、「旧所得税法」と、「法人税法」とあるのは、「旧法人税法」とする。

前項の規定の適用がある場合における新消費税法第四十三条の規定の適用については、同条第三項中「第十六条第三項」とあるのは、「第十六条第三項及び法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十四号)附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第二十七条の規定による改正前の消費税法第十五条第三項」とする。

新消費税法第十六条の規定は、施行日以後に開始する課税期間において行われる同条第一項に規定する長期割賦販売等について適用し、施行日前に開始した課税期間において行われた旧消費税法第十六条第一項に規定する資産の延払条件付販売等又は同条第五項に規定する資産の延払条件付譲渡については、なお従前の例による。

新消費税法第十七条の規定は、事業者が施行日以後に締結する請負契約に係る同条第一項に規定する長期大規模工事の請負及び同条第二項

に規定する工事の請負について適用し、施行日前に締結した請負契約に係る旧消費税法第十七条第一項に規定する長期工事の請負については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年四月二二日法律第四二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二〇日法律第六二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年六月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年三月三一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年三月三一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年三月三一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年二月二二日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年一月六日から施行する。

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年五月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年三月三一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年二月二二日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年一月六日から施行する。

第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定期間内に係る部分に限る）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る）、第五十一条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る）、第五十二条から第七十二条まで（第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る）及び第一項、第二项、第九十五条第一項第一号（第九十二条第一号に係る部分を除く）、第三号及び第四号、第九十六条、第一百十条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、疗養介護医療費及び基準該当疗養介護医療費の支給に係る部分に限る）、第一百一条及び第一百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る）並びに第百十四条並びに第百十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、疗養介護医療費及び基準該当疗養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る）。並びに附則第十八条から第二十三条まで、第六十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十七条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第六十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日
三 附則第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第一百十一条の規定 平成二十四年四月一日

（罰則の適用に関する経過措置）	第一百二十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）	第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 （平成一八年三月三一日法律第一〇号）抄	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一から三まで 略 四 次に掲げる規定 平成十八年十月一日 イから二まで 略
（分割等があつた場合の納税義務の免除の特例の経過措置）	第六十一条 第六条の規定による改正後の消費税率法（次条において「新消費税率法」という。）第十二条第三項及び第四項の規定は、これらの規定に規定する基準期間の末日が施行日以後に到来する場合について適用し、施行日前に当該該準期間の末日が到来した場合には、なお従前の例による。 (災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例の経過措置)
第六十三条 新消費税率法第三十七条の二の規定は、同条第一項又は第六項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日が施行日以後に到来する場合における当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する同条第一項に規定する選択被災課税期間又は同条第六項に規定する不適用被災課税期間から適用する。 (罰則に関する経過措置)	第二百一十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による。

<p>附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第十一条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百十三条、第一百九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日</p> <p>五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十八条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百八十八条、第二十一条並びに第一百二十九条の規定 平成二十一年十月一日</p> <p>(罰則)に関する経過措置)</p> <p>第一百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなされた罰則の規定によりなされる場合におけるこの法律の施行後にした行為を定める。</p>

並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なほ從前の例による。
(処分、手続等に関する経過措置)
第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後そのそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(その他の経過措置の政令への委任)
第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一八年一二月二二日法律第一一八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六百八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から五まで 略
六 次に掲げる規定 平成二十年四月一日
イからホまで 略
ハ 第六条中消費税法第十六条の改正規定
七 次に掲げる規定 信託法 (平成十八年法律第六百八号) の施行の日

(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う
経過措置)

第五十条

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行
に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十一条

附則第一条ただし書に規定する規定
の施行前にした行為に対する罰則の適用につい
ては、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年五月二日法律第四〇 号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の日前である場合は、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則

(罰則に関する経過措置)

第二条

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第五十一条

この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十二条

第六条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新消費税法」という。)第九条の一の規定は、平成二十五年一月四日以後に開始する同条第一項に規定する個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき適用し、同日前に開始した同項に規定する個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき適用する。

(新消費税法一部改正に伴う経過措置)

第二十二条

第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二条第三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する新消費税法第五十五条第七項の規定の適用については、同項中「」、第十一项

第四項」とあるのは「」及び第十一项第四項」と、「及び第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高について」とあるのは「に

ついて」と、「第十一项第四項又は第三十条第六項」とあるのは「又は第十一项第四項」と

第一次に掲げる規定 平成二十四年四月一日を経過した日

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

イからニまで 略

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定

本項、第六条中消費税法第六十四条の改正規

定、同法第六十五条第三号の改正規定及び

同法第六十七条第二項の改正規定

第一次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イからハまで 略

二略

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法

第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三

を第四章の二とする改正規定及び同法第四十

一条の改正規定(第二十八条の十二第十

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

イからニまで 略

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規

定、同法第六十五条第三号の改正規定及び

同法第六十七条第二項の改正規定

第一次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イからハまで 略

二略

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法

第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三

を第四章の二とする改正規定及び同法第四十

一条の改正規定(第二十八条の十二第十

(見出しを含む。)の改正規定、同法第五十六条の改正規定並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第二十二条(第三項を除く。)の規定

第九十二条

第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二条第三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する新消費税法第五十五条第七項の規定の適用については、同項中「」、第十一项

第四項」とあるのは「」及び第十一项第四項」と、「及び第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高について」とあるのは「に

ついて」と、「第十一项第四項又は第三十条第六項」とあるのは「又は第十一项第四項」と

第一次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イからハまで 略

二略

一 第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イからニまで 略

六 第六条中消費税法の目次の改正規定、同

法第六十三条の改正規定、同法第六十三条

第六項」とあるのは「」及び第十一项第四項」と

第一次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イからニまで 略

七 第六条中消費税法第六十二条の改正規定

、同法第六十二条第二項の規定

を削り、同法第六十三条の二を同法第六十

三条とする改正規定並びに同法第六十五条

第四号及び第五号を削る改正規定並びに附

則第三十二条第二項の規定

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。他の経過措置の政令への委任)

第九十三条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

第九十四条

この法律(附則第一条各号に掲げる規定に

ついては、当該規定。以下この条において「

旧消費税法」という。)第五十六条に規定する更

正の請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年八月一〇日法律第九 四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イからニまで 略

六 第六条中消費税法の目次の改正規定、同

法第六十三条の改正規定、同法第六十三条

第六項」とあるのは「」及び第十一项第四項」と

第一次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イからニまで 略

七 第六条中消費税法第六十二条の改正規定

、同法第六十二条第二項の規定

を削り、同法第六十三条の二を同法第六十

三条とする改正規定並びに同法第六十五条

第四号及び第五号を削る改正規定並びに附

則第三十二条第二項の規定

を削り、同法第六十三条の二を同法第六十

三条とする改正規定並びに同法第六十五条

第四号及び第五号を削る改正規定並びに附

則第三十二条第二項の規定

を削り、同法第六十三条の二を同法第六十

三条とする改正規定並びに同法第六十五条

第四号及び第五号を削る改正規定並びに附

則第三十二条第二項の規定

を削り、同法第六十三条の二を同法第六十

三条とする改正規定並びに同法第六十五条

第四号及び第五号を削る改正規定並びに附

等」という。)にあつては、当該確定したもの(うち、政令で定める部分)の当該確定した料金(特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。)に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

事業者が、平成八年十月一日から平成二十九年十月一日(以下この項から第五項まで及び附則第七条第一項において「指定日」という。)の前日までの間に締結した工事(製造を含む。)の請負に係る契約(これに類する政令で定める契約を含む。)に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等(指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。)に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から施行日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行つている場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

一 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他の理由により当該契約に係る対価の額の変更を求める能够であることを政令で定める要件に該当していること。

事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で、当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであつて、当該役務の提供に先立つて対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、施行日以後に当該契約に係る役務

の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

7 第一項から第三項まで、第四項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、新消費税法第三十八条第一項中「百分の八」とあるのは「百分の五」と、「百分の六・三」とあるのは「百五分の四」と、新消費税法第三十九条第一項中「百八分の六・三」とあるのは「百五分の四」とする。

事業者が、第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百八分の六・三」とあるのは、「百五分の四」とする。

8 事業者が、第三項又は第四項本文の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に對し当該課税資産の譲渡等がこれらの規定の適用を受けたものであることをついて書面により通知するものとする。

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)を受ける場合における税率等に関する経過措置

第六条 事業者が、施行日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

前項第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

				(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)
第七条	事業者が、指定日から施行日の前日までに締結した消費税法第十七条第一項に規定する長期大規模工事（以下この項において「长期大規模工事」という。）又は同条第二項に規定する工事（以下この項において「工事」という。）の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該长期大規模工事又は工事に係る対価の額につき、施行日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度においてこれらの規定の適用を受けるときは、当該长期大規模工事又は工事の目的物のうち当該长期大規模工事又は工事の着手の日から施行日の前日までの期間に對応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。			
2	附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。			
3	附則第五条第七項の規定は、事業者が、第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合（当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。）について準用する。			
4	事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合には、その相手方に對し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。			
（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）	（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）			
第八条	消費税法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。			
2	附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。			
3	消費税法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕			

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第九条 事業者が、施行日前に国内において行った課税仕入れにつき、施行日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

(納税義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置)

第十条 新消費税法第三十六条第一項の事業者が、施行日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は施行日前に保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを施行日以後有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、消費税法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が、同項の被相続人又は被合併法人若しくは分割法人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項の事業者」とあるのは、「第三十六条第三項の個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人若しくは分割法人が国内」と、「保税地域」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人若しくは分割法人が保税地域」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、消費税法第三十六条第五項の事業者が、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されこととなる場合について準用する。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十一條 新消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、施行日以後に同項に規定

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過
当該売上げに係る対価の返還等をした場合は、該売上げに係る対価の返還等をした場合に同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

第十二条 新消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等に係る先掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、施行日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができないなつた場合には、当該領収をことができなくなつた課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお從前の例による。

第一三〇条 新税制和解第四回二問の解説ノハニ

は、同項に規定する六ヶ月間に申告対象期間に係る課税期間（消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。次項及び附則第十六条第一項において同じ。）が施行日以後に開始するものについて適用する。

施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間）

期間（消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間が同項の規定により一の課税期間とみなされる場合における当該中間申告対象期間をいう。附則第十六条第一項において同じ。）にあっては、その末日が施行日以後である当該みなし課税期間。以下この項において同じ。

じ。)において附則第二条から前条まで及び次条の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における当該課税期間に係る消費税法第十四条第一項、第四項等は第六項の規定によつて申告書で同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第四十五条第一項

（国、地方公共団体等に対する特例に関する経
費の規定による申告書については、同法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは「税率の異なることに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、同法第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なることに区分した課税標準額」とする。

過措置 第十四条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、施行日前に行

つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。
3 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受けたる国又は地方公共団体が、施行日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をするべき会計年度の末日が施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十九条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。
4 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受けたる同項に規定する法人が施行日前に行つた課税仕入れの義務を免除するに際しては、(一)各品目別に課税仕入

第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則

第三条の規定による改正後の消費税法（消費税法）及び附則第十六条の三において「元年新消費税法」（以下「税法」という。）の規定は、附則第一条第二号に定める日（以下附則第十六条の三までにおいて「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事

業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行つた資産の譲渡等、国内において事業者が行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取られた課税貨物に係る消費税について適用する。

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置)

できなくなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国

内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び附則第十六条の三において同じ。）を行ふ場合について、附則

項、第三項及び第四項の規定は消費税法第十一項第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法が一部施行日前に行つた課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は部施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき一部施行日以後に元年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還額を受けた場合について、附則第十条の規定は部施行日前に行つた課税仕入れに係る棚卸資

又は保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有してい場合について、附則第十三条第二項の規定は部施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間）にあっては、その末日が一部施行日以後ある当該みなし課税期間）において第三条の規定

定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定期税仕入れが行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中間に掲げる字句は、それぞれ同一

附則第 三条	施行日前	施行日から附則第一条 第二号に定める日（以 下附則第十四条までに おいて「一部施行日」
-----------	------	------------------------------------------------------

		をいう。)の前日まで
の間	をいい、平成二十七年十月一日以後に行つた課税資産の譲渡等については、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものと余りを除く。	

新消費税法 第三条の規定による改正後の消費税法（以下）

「税率の異なるごとに仕入れに係る税率の異なるごとに区分した

仕入れに係る税率の
なるごとに区分した

税率の異なるごとに区分した課税標準である「税率の異なるごとに区分した課税標準」を、その合計額と、同法第四十三条第一項第二号二号及び第四十五条第一条第一項第二号中「課税標準額」とあらわすのは「税率の異なるごとに区分した課税標準」であることに区分した。									
附則第二項		附則第三項		附則第四項		附則第五項		附則第六項	
第四項	第四条	第四項	第三項	第四条	第三項	第四条	第三項	第四条	第三項
及び	施行日前	新消費税法	施行日以後	施行日前	旧消費税法	係る	が施行日以後に係る	後	第一項
及び	の前日までの間	施行日から一部施行日まで	一部施行日以後	施行日前までの間	元年旧消費税法	係る	又は特定課税仕入れに係る	につき	十四条
及び特定課税仕入れ並	及び特定課税仕入れ並	施行日から一部施行日まで	一部施行日以後	施行日前までの間	元年新消費税法	の前日までの間	又は当該特定課税仕入れの費用の支払をするべき会計年度の末日が一部施行日以後	の前日までの間	附則第一項

に係る元年新消費税法第三十八条第一項、第三十九条の二第一項及び第三十九条第一項の規定

項七

第七項	
場合における新消費税法	場合又は第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入を行つた場合における元年新消費税法
これらの規定中「百八分の六・三」とあるのは、「百分の四十五分の四」	第一号中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、元年新消費税法第三十六条第一項中「百八分の七・八」とあるのは「百分の六・三」
前項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定の適用を受ける場合について、前項において読み替えて準用する附則第五条第七項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項の規定の適用を受けた事業者がから同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合（当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。）について、附則第七条第四項の規定は第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行つた場合について、それぞれ準用する。	第一項及び第三十二条第一項第一号中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、元年新消費税法第三十六条第一項中「百八分の七・八」とあるのは「百分の六・三」
（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）	（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）
第十六条の二 事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行った消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項において「三十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一条第一項に規定する長期割賦販売等及び三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。）につき、当該リース譲渡に係る賦税金の額で一部施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち一部施行日以後に課税資産の譲渡等を行つたも	第十六条の二 事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行った消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項において「三十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一条第一項に規定する长期割賦販卖等及び三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧效力消费税法第十六条第一項に規定する长期割賦販卖等を含む。）につき、当該リース譲渡に係る賦税金の額で一部施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち一部施行日以後に課税資産の譲渡等を行つたも

のとみなされる部分に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 前条第一項において読み替えて準用する附則の場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十六条の三 元年新消費税法第三十八条の二(第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行った特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消費税率の引上げに当たつての措置)

第十八条 消費税率の引上げに当たつては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から令和二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

税率の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

のとみなされる部分に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による。

前条第二項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。
(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十六条の三 元年新消費税法第三十一条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行った特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお從前の例による。

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 平成二五年五月三一日法律第二
九号抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条及び第十二条から第十六条までの規定 平成二十六年四月一日
附 則 (平成二五年六月二六日法律第六
三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五条 (経過措置の原則) 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

三 附則第六十六条の規定 電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 附則第六十三条の規定 電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日法律第六十九条)

号抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 平成二十七年七月一日からチまで 略
リ 附則第三十九条第十三項から第十五項までの規定

第十八条 消費税率の引上げに当たつての措置
(消費税率の引上げに当たつての措置)
前項の例による。

(第一百六十六条) (消費税法の一部改正に伴う総括措置) 存続厚生年金基金及び存続連合会法は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。
(罰則に関する経過措置)

規定による改正後の沿行の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの、これを提起することはできないこととされるものとの取消しの訴えについては、なお従前の例によることとする。

令和二年年度までの平均において各目の経済成長率で三バーセント程度かつ実質の経済成長率で二バーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この

(罰則に関する経過措置)
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 (施行期日) この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

二号) (施行期日) 抄

第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。)、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加へる改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定

及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。)による改正後の消費税法(以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。)の規定は、平成二十七年十月一日(以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法適用日」という。)と同一で、新消費税法適用日以後に国内において事業者(消費税法適用同一)が行う資産の譲渡等(同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。)及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ(同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。)並びに新消費税法適用日以後に保税地域(同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条ににおいて同じ。)に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお從前の例による。(小規模事業者の納稅義務の免除の特例に関する経過措置)

う。次項及び第四項において同じ。)の初日から施行されていたものとして計算した当該課税期間の基準期間における課税売上高(新消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ)。又は特定期間における課税売上高(新消費税法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高をいう。以下この条及び附則第四十八条第二項において同じ。)が千円を超えるときは、当該事業者の新消費税法適用日から当該課税期間の末日までの間にうするものを除く。(第三項において同じ。)及び課税資産の譲渡等(新消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第五十七条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。)については、新消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。この場合における消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第十二条又は第十二条第一項から第六項まで」とあるのは、「第十二条、第十二条第一項から第六項まで又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十六条第一項」とする。

2 新消費税法適用日以後に新消費税法第十一條第一項若しくは第二項に規定する合併があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高若しくは同条第三項若しくは第四項に規定する合併があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に對応する期間における課税売上高又は新消費税法第十二条第一項から第四項までに規定する分割等があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に對応する期間における課税売上高若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する吸收分割があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に對応する期間における課税売上高については、当該期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該期間の初日から施行されていたものとして、新消費税法第十一條第一項から第四項まで又は第十二条第一項から第六項までの規定を適用する。

3 新消費税法第十二条の三第一項に規定する新設開始日が新消費税法適用日以後である場合における同項に規定する基準期間に相当する期間における課税売上高については、当該期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該期間の初日から施行されていたものとして、同項の規定を適用する。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第四十一条 事業者が、新消費税法適用日前に国内において行った課税仕入れにつき、新消費税法適用日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。
(特定課税仕入れに関する経過措置)

第四十二条 国内において特定課税仕入れを行う事業者の新消費税法適用日を含む課税期間以後の各課税期間(新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く)において、当該課税期間における課税売上割合(新消費税法第三十条第二項に規定する課税売上割合をいう。)が百分の九十五以上である場合には、当分の間、当該課税期間中に国内において行つて、当該課税期間における課税売上割合

た特定課税仕入れはなかつたものとして、新消費税法の規定を適用する。

(納稅義務の免除を受けないこととなつた場合の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置)

第四十三条 旧消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、附則第三十六条第一項の規定により新消費税法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないことが免除了日の前日において消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産(消費税法第二条第一項第十五号に規定する棚卸資産をいう。以下この条において同じ。)又は当該期間における保税地域から引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの(これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。)を有しているときは、消費税法第三十六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「又は第十二条第五項」とあるのは、「第十二条第五項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第四十四条 新消費税法第三十七条第一項の規定は、新消費税法適用日以後に終了する課税期間から適用し、新消費税法適用日前に終了する課税期間については、なお従前の例による。

2 新消費税法第三十七条第一項の規定を適用を受けた課税期間については、当分の間、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れはなかつるものとして、新消費税法の規定を適用する。(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第四十五条 新消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。次条及び附則第四十八条第二項において同じ。)につき、新消費税法適用日以後に新消費税法第三十八条第一項に規定する課税資産の譲渡等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした場合には、新消費税法適用日前に新消費税法第三十九条第一項から第四項までに規定する合併があつた場合又は新消費税法第十二条第一項から第四項までに規定する分

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第四十六条 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたもの債権につき、同項に規定する事実が生じたため、新消費税法適用日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合には、当該領収による特定資産の譲渡等を行う事業者の義務に関する経過措置)

第四十七条 新消費税法第六十二条の規定は、事業者が新消費税法適用日以後に国内において行う特定資産の譲渡等(新消費税法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいい、消費税法第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。)について適用する。(特定役務の提供に係る消費税の課税等に関する経過措置)

第四十八条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定(同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。)による改正後の消費税法(次項において「二十八年新消費税法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日(以下この条において「二十八年新消費税法適用日」)と、新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなった場合について、それぞれ準用する。

この場合において、附則第三十六条第二項中「新消費税法適用日の」とあるのは「平成二十八年四月一日(以下この条において「二十八年新消費税法適用日」という。)と、新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなった場合について、それぞれ準用する。この場合において、附則第三十六条第二項中「新消費税法適用日の」とあるのは「平成二十八年四月一日(以下この条において「二十八年新消費税法適用日」という。)と、新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなった場合について、それぞれ準用する。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十二条 存続中央会は、消費税法その他消費税に関する法令の規定については、同法第一条並びに第百五十五条の規定(公布の日(以下

「公布日」という。))

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十三条 当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

2 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第

三項、第三十条から第四十条まで、第四十七

条(都道府県農業会議及び全国農業会議所の

役員に係る部分に限る。)、第五十条、第一百九

五条及び第四十六条の規定は二十八年新消費税

法適用日前に国内において行つた課税資産の譲

渡等につき二十八年新消費税法適用日以後に新

消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに

係る対価の返還等をした場合又は消費税法第三

十九条第一項に規定する領収をすることができ

なくなった場合について、それぞれ準用する。

この場合において、附則第三十六条第二項中

「新消費税法適用日の」とあるのは「平成二十八

年四月一日(以下附則第四十六条までにおいて

「二十八年新消費税法適用日」という。)と、

新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに

係る対価の返還等をした場合又は消費税法第三

十九条第一項に規定する領収をすることができ

なくなった場合について、それぞれ準用する。

この場合において、附則第三十六条第二項中

「新消費税法適用日の」とあるのは「平成二十八

年四月一日(以下附則第四十六条までにおいて

「二十八年新消費税法適用日」という。)と、

新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに

係る対価の返還等をした場合又は消費税法第三

十九条第一項に規定する領収をすることができ

なくなった場合について、それぞれ準用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月四日法律第六十三条第二項)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 附則第二十九条、第三十条の二(以下この条において「略」といふ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(施行期日)

三十七条の三第二項、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条の規定（同法第三十九条の規定）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条中消費税法第八条の改正規定 平成二十九年五月一日

二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日
イ及びロ 略

ハ 第五条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定並びに附則第十三条の規定

四 から七まで 略

五の三 次に掲げる規定 令和元年十月一日
イから三まで 略

六 附則第三十四条から第三十九条まで及び第四十条（第三項を除く。）の規定

八 附則第四十四条及び第四十五条の規定 令和三年十月一日

八の二 附則第五十五条の二第五項の規定 令和五年四月一日

九 次に掲げる規定 令和五年十月一日
イ 第五条の規定（同法第三十九条の規定）

四項の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同法第七項の改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（第十二条の三）を「第十二条の四」に改める部分に限る）、同条第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（第十二条の三）を「第十二条の四」に改める部分を除く）、同法第三十七条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法別表第一第四号の

改正規定（（別表第二）を「（同表）に改める部分に限る。」及び同表第十二号の改正規定（（別表第二）を「（別表第二の二）に改める部分を除く。」）に改める部分を除く。）（附則第四十四条第一項、第五十二条第一項及び第五百二十八条の二において「五年改正規定」という。）並びに附則第四十六条から第五十一条まで、第五十五条の二（第五項を除く。）、第五十二条から第五十三条の二まで及び第六十一条の規定

（二十八年新消費税法の一部改正に伴う経過措置）

二 第八十一条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十五条の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同法第七項の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十七条の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十二条の四に改める部分に限る。）、同法第七項の改正規定、同法第十一項の改正規定（第五十五条の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（（第十二条の三）を「（第十二条の四）に改める部分に限る。」、同法第三十七条の三まで）を加える部分を除く。）、同法第三十七条の四の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法別表第一第四号イの改正規定（（別表第二）を「（同表）に改める部分に限る。」及び同表第十二号の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項に規定する事業者で、施行日以後に部分を除く。）による改正後の同法第十二条の四の規定は、同条第一項に規定する事業者で、施行日以後に高額特定資産の仕入れ等（同項に規定する高額特定資産の仕入れ等をいう。）を行つた場合（同項に規定する自己建設高額特定資産については、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が施行日以後に完了した場合とする。次項において同じ。）に該当することとなるものについて適用する。この場合において、施行日を同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日とみなす。

2 前項の規定にかかるわらず、同項の事業者が平成二十七年十二月三十一日までに締結した契約に基づき施行日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合については、二十八年新消費税法第十二条の四第一項の規定は、適用しない。

3 施行日から附則第一条第九号に定める日（以下附則第五十三条の二までにおいて「五年施行日」という。）の前日までの間ににおける二十八年新消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「場合並びに」とあるのは「場合及び」と、「場合並びに次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」と、同項第二号の二中「場合並びに次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」とする。

（恒久的施設又は国外事業所等で受ける事業者向け電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の適用に関する経過措置）

第三十三条 第五条の規定（同条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定に限る。）による改正後の同法第四条第四項ただし書の規定は、平成二十九年一月一日以後に事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第五十三条の二までにおいて同じ。）が行う特定仕入れ（消費税法第四条第一項に規定する特定仕入れをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に行つた特定仕入れについては、なお従前の例による。

（元年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置）

第三十四条 事業者が、令和元年十月一日（以下附則第四十条までにおいて「元年適用日」という。）から五年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第五十二条等に該当するものを除く。）のうち次に掲げるもの（以下附則第三十一条までにおいて「元年軽減対象資産の譲渡等」という。）及び保税地域（同項第一号に規定する保税地域をいう。以下附則第四十六条までにおいて同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第一号に規定する課税貨物をいう。以下同条までにおいて同じ。）のうち第一号に規定する飲食料品に該当するものに係る消費税の税率は、同法第二十九条の規定にかかるわらず、百分の六・二十四とする。

（飲食料品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）

イ 飲食店業その他の政令で定める事業を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他飲食用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れる、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）

ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。）

二 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（一週間に二回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡

元年適用日から五年施行日の前日までの間ににおける消費税法第三十条、第三十二条、第三十六条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、読み替えられたこれらの規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、元年適用日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。）及び元年適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第五十三条の二までにおいて同

一項第一号	数量及び いう。) 及び税率	数量、
3 前項前段の規定の適用がある場合における消費税法第三十条第七項の規定の適用について	は、前項前段の規定による読替え前の同法第三十条第九項第一号に掲げる書類の交付を受けた事業者が、当該書類に係る課税資産の譲渡等の事実に基づき次に掲げる記載事項に係る追記をした当該書類を保存するときは、消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存があるものとみなして、同項の規定を適用する。	
4 一 消費税法第三十条第九項第一号ハに掲げる記載事項（当該記載事項のうち、課税資産の譲渡等が元年減対象資産の譲渡等である旨に限る。）	二 消費税法第三十条第九項第一号ニに掲げる記載事項	
第一項の規定の適用を受ける元年減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れ等の税額（消費税法第三十三条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。）の計算方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率に関する経過措置）	第三十五条 事業者が、元年適用日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項及び附則第五十条第二項において「三十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法（三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法をいう。附則第五十条第二項において同じ。）第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。以下この項において同じ。）につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で元年適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち元年適用日以後に課税資産の譲渡等を行つたものとみなされる部分に係る消費税については、前条第一項の規定は、適用しない。	
前項に定めるもののほか、資産の譲渡等の時期の特例の適用を受ける課税資産の譲渡等に適用される税率に關し必要な事項は、政令で定め		

支払対価の額又は当該適用対象期間中に保稅地域から引き取つた課稅貨物に係る税込引取額を税率の異なるごとに区分して合計するにつき困難な事情があるときは、消費稅法第三条第一項の規定にかかわらず、当該課稅仕入れに係る支払対価の額及び当該課稅貨物に係る税込引取額の合計額に小売等輕減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「輕減対象税込課稅仕入額等の金額」という。）に百八分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から輕減対象税込課稅仕入額等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課稅仕入れ等の税額（同条第一項の規定により控除する同項に規定する課稅仕入人に係る消費稅額及び同項に規定する保稅地域からの引取りに係る課稅貨物につき課された又は課されるべき消費稅額をいう。第三項において同じ。）の合計額とすることができる。ただし、前条第二項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課稅資産の譲渡等の税込価額の合計額

二 当該適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る元年輕減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

消費稅法第三十二条第一項の事業者が、前項の規定の適用を受けた課稅仕入れにつき、同条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る課稅仕入れの事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該課稅仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該課稅仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額の合計額に当該課稅仕入れを行つた適用対象期間における小売等輕減売上割合を乗じて計算した金額（以下この項において「輕減対象税込対価の返還等の金額」といって計算した金額との合計額を、附則第三十四

第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額とするして、同条の規定を適用することができる。

第三十九項の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

第一項に規定する小売等輕減売上割合の計算方法その他の前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税仕入額等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置)

第四十条 その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間(二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税税率別に規定する分割等に係る課税期間及び同項に規定する割合等に係る課税期間を除き、元年適用日から元年適用日以後一年を経過する日までの日の属する課税期間に限る。次項及び第三項において「適用対象期間」といいう。)中に国内において行つた課税仕入額に係る支払対価の額又は当該課税期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間につき同条第一項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を当該課税期間の末日までにその納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

二十八年新消費税法第三十七条第三項各号に掲げる場合に該当する事業者が、適用対象期間中に国内において行つた課税仕入額に係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき著しく困難な事情があるときは、同項本文の規定は、適用しない。

第一項の規定により二十八年新消費税法第十三条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、元年適用日前においても、適用対象期間間に係る同項の届出書を提出することができるのである。

前三項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置)

第五十四条 五年施行日から令和六年三月三十一日までの間のいずれかの日に五年改正規定により適用されるべき事項は、政令で定める。

る改正後の消費税法（以下附則第五十三条の二までにおいて「新消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者は、五年施行日（六月前日の日（消費税法第九条の二第一項の規定により同法第九条第一項本文の規定の適用を受ける。ただし、五年施行日に同条第一項の登録を受けようとする事業者は、五年施行日の三月前の日）までに、当該申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

第二項の規定により新消費税法第五十七条の二第一項の申請書を提出した事業者（次項の規定により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があったときは、五年施行日前においても、同条第八項の規定の例により、同項の届出書を提出しなければならない。

税務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合には、五年施行日前においても、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定の例により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通知及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、五年施行日（同条第一項の登録がされた日（以下附則第五十五条の二までにおいて「登録開始日」という。）が五年施行日の翌日以後である場合には、当該登録開始日）においてこれらの規定により行われたものとみなす。

新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（登録開始日が五年施行日から五年施行日以後六年を経過する日までの日の属する課税期間中である事業者に限る。）の当該登録開始日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条

第二項、第十一項第二項から第四項まで、第十二条第一項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項から第三項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸収分割があつたことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)のうち当該登録開始日から登録開始日の属する課税期間の翌課税期間から登録開始日以後二年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第十四条第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項から第三項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

前項の規定の適用を受ける事業者の登録開始日の属する課税期間の翌課税期間から登録開始日以後二年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第十四条第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項から第三項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、政令で定める。

(五年施行日前に登録国外事業者であった者に関する経過措置)

て、この附則及び新消費税法の規定を適用する。この場合において、その納稅地を所轄する。税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿（同条第四項に規定する適格請求書発行事業者登録簿をいう。次項において同じ。）に氏名又は名称、同条第四項の登録番号（第三項において「新登録番号」という。）その他の政令で定める事項を登載するものとする。

税務署長は、前項の規定の適用を受ける登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

第一項の規定により適格請求書発行事業者

（小規模事業者に係る課税仕入れの時期の特例）

この附則に別段の定めがあるものを除き、新消費税法第九条第一項の規定は、五年施行日以後開始する課税期間について適用し、五年施行日以前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

（国内において事業者が行う資産の譲渡等及び五年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに五年施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、五年施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び五年施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに五年施行日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。）

正法第五条の規定による改正前の消費税法第六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。(以下この項において同じ。)につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で五年施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち五年施行日以後に行つたものとみなされる部分の課税資産の譲渡等については、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

第五十一条の二 適格請求書発行事業者（新消費税法第五十七条の三第三項の規定により新消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けた事業者とみなされる者を含み、その課税期間の初日において所得税法第二条第一項第八号の四又は法人税法第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設を有しない消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者を除く。以下この条において同じ。）の五年施行日から五年施行日以後三年を経過する日までの日の属する課税期間（新消費税法第五十七条の二第一項の登録による新消費税法第五十七条の三第三項の規定による新消費税法第五十七条の二第一項の登録を受

を受ける場合における消費税額の控除に関する
経過措置)

4 四第一項の規定は適用しない
4 消費税法第六十一条第二項の規定の適用を受け
る国又は地方公共団体が、当該果樹園等の農
業者に課税する場合は、当該果樹園等の農

けた事業者とみなされる場合における当該登録を含む)、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出又は同法第十条第一項の規定の適

き、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が五年施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条及び第三十二条の規定による仕入れに係る消費税額の控除については、なお従前の例による。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

5 渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が五年施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等については、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

この附則に別段の定めがあるものを除き、新消費税法第五十七条の四第三項の規定は、同条第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等につき行つた新消費税法第三十八条第一項に規

用がなかつたとしたならば消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間に限るものとし、次に掲げる課税期間を除く。)については、新消費税法第三十条から第三十七条までの規定により新消費税法第三十条第一項に規定する課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額は、新消費税法第三十

第四十八条 事業者が、五年施行日前に国内において行った課税仕入れにつき、五年施行日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお前項の例による。
(課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置)

6 定する売上げに係る対価の返還等について適用する。
前各項に定めるもののほか、資産の譲渡等の時期の特例の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第五十七条の四の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(国、地方公共団体等に係る課税仕入れの時期の特例を受ける場合における消費税額の控除に関する経過措置)

二 消費税法第九条第七項に規定する調整対象
一 別控除税額とすることができる。この場合において、当該特別控除税額は、当該課税期間における新消費税法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

五年施行日の属する課税期間であつて五年施行日前から引き続き消費税法第九条第四項の規定の適用を受ける課税期間

第四十一条 新消費税法第四十三条の規定による年施行日以後に終了する同条第一項に規定する新消費対象期間から適用する。

第五十二条 治費和添設第六条第一項第二項の規定による用を受けた國又は地方公共団体が、五年施行の前に行つた課税仕入れにつき、當該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が五年施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る

固定資産の仕入れ等を行った場合に該当する場合における同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から当該調整対象固定資産の仕入れ等の

(適格請求書等の交付に関する経過措置)
第五十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、新消費税法第五十七条の四第一項の規定

行日以後であるときは、当該課税仕入における新消費税法第30条及び第32条の規定による仕入する消税率の控除については、なお前述の例による。

三 登録開始日の前日までに消費税法第十条第
一日の属する課税期間の初日以後三年を経過す
る日の属する課税期間までの各課税期間

は、五年施行日以後に国内において事業者が行う課税資産の譲渡等について適用する。

一項の相続があつたことにより同項の規定の適用を受ける課税期間

事業者が五年施行日前に行なった消費税法第

課税仕方に関する経過措置について 前項

の二までの規定の適用を受ける累脱期間及び

(適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置)

2 同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間

前項に規定する特別控除税額とは、当該適格請求書発行事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等（消費税法第七条第一項若しくは第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る収益の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分率八十に相当する金額をいう。

第一項の規定の適用を受けようとする適格請求書発行事業者は、新消費税法第四十五条第一項並びに第十二条の四第一項及び第三項、新消費税法第四十五条第一項及び第六十条第四項並びに二十七年改正法附則第四十四条第二項の規定の適用については、消費税法第九条第七項並びに第十二条の四第一項及び第三項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条第一項」と、新消費税法第四十五条第一項第三号中「前章」とあるのは「前章及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十二条の二第一項」と、新消費税法第六十条第四項中「第三十七条」とあるのは「第三十七条又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十二条の二第一項」と、二十七年改正法附則第四十四条第二項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十二条の二第一項」とする。

新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる場合において、当該事業者が附則第四十四条第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の規定による申請書を提出しているときは、当

該事業者の当該課税期間に係る消費税法第九条第五項の規定による届出書の提出については、同条第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該課税期間中に当該課税期間について同条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した当該届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同条第八項の規定を適用する。

第一項の規定を受けた適格請求書発行事業者が、消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中にその納稅地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該届出書に当該届出書を提出した日の属する課税期間について同項の規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該

届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

（各項に定めるもの以外の事項の規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。
(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課
税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)

第五十二条 事業者（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が、五年施行日から五年施行日以後三

同じく、五年施行日から五年施行日以後三年を経過する日（同条第一項において「適用期限」という。）までの間に国内において行つた課税仕入れ（新消費税法第三十条第一項の規定

の適用を受けるものを除く。次条第一項において同じ。)のうち、五年改正規定による改正前の消費税法(以下この条及び次条において「旧消費税法」という。)第三十条の規定による効

「消費税法」といふこと)第三十条の規定がなむべき力を有するものとしたならば同条第一項の規定の適用を受けるもの(当該事業者が、消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者にあ

つてはその年、法人にあつてはその同項第十三号に規定する事業年度において一の事業者から行う当該課税仕入れに係る支払対価の額（新消費税法第三一条第八項第一号ニに規定する課税

費税法第三十一条第一項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項、次条第一項及び附則第五十三条の二において同じ。)の合計額が十億円を超える場合において

ける当該超える部分の課税仕入れを除く。以下この条及び次条において「控除対象課税仕入

れ」という。)について、旧消費税法第三十九項に規定する請求書等又は当該請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録(電子計算機による記録)

4 該書類の交付を受けた事業者が、当該書類に係る課税資産の譲渡等の事実に基づき同項第一号ハに掲げる記載事項（当該記載事項のうち、課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である旨に限る。）又は同号ニに掲げる記載事項に係る追記をした書類を含むものとする。事業者が、第一項の規定の適用を受ける控除

方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号に規定する電磁的記録を機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号に規定する電磁的記録を、いわゆる電子計算機を使用して作成する新消費税法第三十条第九項に規定する請求書等とみなし、かつ、当該控除対象課税仕入れの課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八（当該控除対象課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等（新消費税法第二条第一項第九号の二に規定する軽減税率に係る課税資産の譲渡等をいい、消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第三項及び次条第一項において同じ。）に係るものである場合には、百八分の六・二四）を乗じて算出した金額に百分の八十を乗じて算出した金額を新消費税法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第八項第一号ハ中「である旨」とあるのは、「である旨」及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十二条第一項の規定の適用については、同項第一号ハ中「内容」とあるのは、「内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）」と、同号ニ中「課税資産の譲渡等の」とあるのとは、「税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の」と、同項第二号ニ中「内容」とあるのは、「内容（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨）」と、同号ニ中「第一項」とあるのは、「税率の異なるごとに区分して合計した第一項」とする。

対象課税仕入れを行った場合における新消費税法第三十二条及び第三十六条第五項の規定の適用については、新消費税法第三十二条第一項第一号中「金額及び」とあるのは「金額（当該仕入れに係る対価の返還等が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十二条第一項の規定の適用を受ける同項の控除対象課税仕入れに係るものである場合に限る）及び」と、新消費税法第三十六条第五項中

「消費税額は」とあるのは「消費税額（当該課税仕入れに係る棚卸資産が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けるもの

第五十三条 事業者が、適用期限の翌日から同日
までの場合は、当該消費税額に百分の八十を乗じて算出した金額)は」とする。

以後三年を経過する日までの間に国内においては、旧消費税法第三十条第九項に規定する請求書等又は当該請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録

請求書等に記載する旨の申立てを新消費税法第三十九項に規定する請求書等とみなし、かつ、当該控除対象課税仕入れの課税仕入れに係る支払対価の額に百十分の七・

八（当該控除対象課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）を乗じて算出することと金額に百分の五十を乗じて算出しと金額と同

が金額に百分の五十を乗じて算出した金額を同条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額類とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第八項第一号ハ中「である旨」

とあるのは、「である旨」及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十三条第一項の規定の適用を受けた結果免ぜられることとする。

2 る課税仕入である旨」とする。
前項の規定により新消費税法第三十条第九項に規定する請求書等とみなされる書類又は電磁的記録に係る旧消費税法第三十条第九項の規定

の適用については、同項第一号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該課税資産の譲渡等が軽減

対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨」と、同号ニ中「課税資産の譲渡等の」とあるのとは「税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の」と、同項第二号ニ中「内容とあるのは「内容（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨）」と、同号ホ中「第一項」とあるのは「税率の異なるごとに区分して合計した第一項」とする。

第一項の規定により新消費税法第三十条第九項に規定する請求書等とみなされる書類に係る前項の規定により読み替えて適用する旧消費税法第三十条第九項の規定の適用については、前条第三項の規定を準用する。

事業者が第一項の規定の適用を受ける控除対象課税仕入れを行った場合における新消費税法第三十二条及び第三十六条第五項の規定の適用については、新消費税法第三十二条第一項第一号中「金額及び」とあるのは「金額（当該仕入れに係る対価の返還等が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十三条第一項の規定の適用を受ける同項の控除対象課税仕入れに係るものである場合に、当該金額に百分の五十を乗じて算出した金額）及び」と、新消費税法第三十六条第五項中「消費税額は」とあるのは「消費税額（当該課税仕入れに係る棚卸資産が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十三条第一項の規定の適用を受けるものである場合には、当該消費税額に百分の五十を乗じて算出した金額）は」とする。

（請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置）

条第七項の規定の適用については、同項中「帳簿」及び請求書等（請求書等の交付を受けること）が困難である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、「帳簿」とあるのは、「帳簿」とする。この場合において、当該課税仕入れについては、前二条の規定は、適用しない。

（国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供等に関する経過措置）

第一百五十三条 事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ）が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「二十七年改正法」という。）附則第三十五条に規定する新消費税法適用日から令和五年九月三十日までの間（以下この条において「旧法適用期間」という。）に国内において行つた同項第十二号に規定する課税仕入れのうち同項第四号の二に規定する国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供（同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいい、同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において同じ。）に係るものに係る二十七年改正附則第三十八条第一項から第三項までの規定の適用及び第八十八条の規定（同条中二十七年改正附則第三十五条の改正規定、二十七年改正附則第三十六条第一項の改正規定及び二十七年改正附則第三十八条第一項から第四十条までの改正規定による。）による改正前の二十七年改正附則第三十九条第一項の規定により登録を受けた事業者が、旧法適用期間内において行った電気通信利用役務の提供に係る二十七年改正附則第三十八条第四項及び第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

（消費税の軽減税率制度の導入に当たっての必要な措置）

第二百七十条 政府は、消費税（地方消費税を含む。以下この条及び次条において同じ。）の軽減税率制度の導入に当たり、平成二十七年六月三十日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針二〇一五（第二号において「基本方針二〇一五」という。）に記載された財政健全化目標（同号において単に「財政健全化目標」という。）を堅持するとともに、社会保障制度改革推進法（平成二十四年法律第六十四号）第二条、社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税税率の一部を改正する等の法律第一条及び持続可能な社会保険制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第六百十二号）第二十一条に示された社会保険の安定財源の確保の在り方に係る根本的な考え方とのつとり、安定的な恒久財源を確保するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 平成三十年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。

二 財政健全化目標との関係及び基本方針二〇一五に記載された平成三十年度（二千十八年度）の経済・財政再生計画の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革及び社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

（消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置）

第一百七十二条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後三年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及
び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減

税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税率の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二八年三月三一日法律第一
六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条中閑税法目次の改正規定（第六条の二）を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く。）、同法第四条第一項第五号の三の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定、同法第九条の一第一項の改正規定、同法第三十条第一項第五号の改正規定

同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二條の十五の改正規定（「許可の要件」を削る部分を除く。）、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定（（二）以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。）を削る部分に限る。）及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日が該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二八年五月一八日法律第三
九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定

公布の日

て、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始した事業年度に含まれる各課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとしなかつた部分がある場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条第二項第二号に定める年又は附則第二十八条第二項第一号に定める事業年度の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該年の十二月三十一日の属する課税期間又は当該事業年度終了日の属する課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなす。

る特定長期割賦販売等（第一項又は第三項の規定の適用を受けたものを除く。）につき附則第二十八条第七項の規定の適用を受けることとなる場合は、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額にて同項の規定により当該事業年度の益金の額に算入される収益の額に係る部分については、当該事業者が当該事業年度終了日の属する課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなす。

附則第二十四条の規定 公布の日
附 則 (平成三一年三月一九日法律第六)
号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 次に掲げる規定 令和元年七月一日

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百六条 この附則に規定するもののほか、(一)の法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

二
イからハモド
第六条中消費税法第八条の改正規定及び
同法別表第三第一号の表の改正規定並びに
附則第二十四条の規定

附則（令和元年五月三日法律第六号）抄
（施行期日）

五 次に掲げる規定 令和元年十月一日
イ 第六条中消費税法第三十条第九項の次に
二項を加える改正規定（第十項に係る部公
に限る。）及び附則第二十五条第一項の相
定

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。

費税法第十一章第一項第四号に規定する事業者をいう。次条において同じ。)が、令和元年一月一日より旧消費税法第八条第八項の規定による届出書を提出した場合における同項の規定の適用については、なお従前の例による。

(仕入れに係る消費税額の控除に関する経過性)

十二年四月一日又は施行日のいずれか遅い日
附 則（令和二年三月三一日法律第五号）
抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第二十五条 第六条の規定による改正後の消費税法（次項において「新消費税法」という。）等三十条第十項の規定は、令和元年十月一日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（消費税仕入）脱去第二条第一項第十二号に規定する課税仕入

附則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

和洋第二条第一項第一二号に規定する譲和付に付するをいう。(以下この条において同じ。)について適用し、同日前に国内において事業者が行つて

各号に定める日から施行する。

た課税仕入れについては、なお従前の例による。

同法第三十五条の次に「一条を加える改正規定及び同法別表第一の改正規定(第十二条の三)」の下に、「第三十条、第三十五条

について適用し、施行日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例による。

の二」を加える部分に限る。)並びに附則
第四十四条の規定

間に係る不適用課税期間又は附則第八条第二項第二号に定める年若しくは附則第二十八条第二項第二号に定める事業年度の初日の属する課税期間以後の各課税期間のうち、附則第八条第三項の規定の適用を受ける年の十二月三十一日の属する課税期間又は附則第二十八条第三項の規定の適用を受ける事業年度終了日の属する課税期間（次項において「適用課税期間」という。）において、資産の譲渡等を行つたものとする。

5 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けようとする最初の適用課税期間に係る消費税法第十六条第三項に規定する申告書にその旨を付記するものとする。

場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。
(政令への委任)
第一百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成三年三月二九日法律第二号)
(施行期日) 抄
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成三年三月二九日法律第四号)
(施行期日) 抄
第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十五条 第六条の規定による改正後の消費税法（次項において「新消費税法」という。）等三十条第十項の規定は、令和元年十月一日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例による。

新消費税法第三十三条第十一項の規定は、施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用し、施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

(施行期日)
号) 抄
附則　（令和二年三月三一日法律第八
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次に掲げる規定 令和二年十月一日
イ 第六条中消費税法第三十条の改正規定、
同法第三十五条の次に「一条を加える改正規定及
び同法別表第一の改正規定（第十二
条の三）の下に、「第三十条 第三十五条の二」を加える部分に限る。）並びに附則
二及び三略
第四十四条の規定
四 次に掲げる規定 令和四年一月一日
イ 各名

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三次に掲げる規定 令和五年一月一日

イ からハまで 略

二 第七条中消費税法第二十条第三号の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法

第二十五条(見出しを含む。)の改正規定並びに附則第十九条第二項及び第三項の規定

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日

イ 第七条中消費税法第八条の改正規定(同

条第十項を同条第十一項とし、同条第九項

の次に一項を加える部分を除く。)及び附

則第十九条第一項の規定

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第七条の規定による改正後の消費税法

(以下この条において「新消費税法」という。)

第八条第一項から第四項まで、第六項及び第八

項の規定は、令和五年四月一日以後にわられる

課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九

号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下こ

の項において同じ。)について適用し、同日前

従前の例による。

二 新消費税法第二十二条第一項及び第二項の規

定は、令和五年一月一日以後の同条第一項又は

第二項の規定によるこれらの規定に規定する資

産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税

地の変更について適用し、同日前の第七条の規

定による改正前の消費税法(次項において「旧

消費税法」という。)第二十二条第一項から第

三項までの規定によるこれらの規定に規定する資

産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納

税地の変更については、なお従前の例による。

三 新消費税法第二十五条の規定は、令和五年一

月一日以後の同条に規定する資産の譲渡等及び

特定仕入れに係る消費税の納税地の異動につい

て適用し、同日前の旧消費税法第二十五条に規

定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費

税の納税地の異動については、なお従前の例に

よる。(平成二十八年所得税法等の一部を改正する法

律の一部改正に伴う経過措置)

第七十八条 施行日前にされた所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)

以下この条において「平成二十八年改正法」とい

う。)附則第四十四条第一項本文の規定によ

りその例によるものとされる第二十条の規定によ

る改正前の平成二十八年改正法第五条の規定

による改正後の消費税法(以下この条において

「五年旧消費税法」という。)第五十七条の二第一

二項の申請であつて、この法律の施行の際、平

成二十八年改正法附則第四十四条第三項前段の

規定によりその例によるものとされる五年旧消

費税法第五十七条の二第五項の登録の拒否の処

分がされていないものについての処分について

は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる

規定にあつては、当該規定。以下この条におい

て同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則

の規定によりなお従前の例によることとされる

場合及びこの附則の規定によりなおその効力を

有することとされる場合におけるこの法律の施

行後にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九十九条 この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

定める。

(施行期日)

附 則 (令和四年六月一五日法律第六五

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行

する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 第五百九条の規定(公布の日)

三 第五百九条の規定(公布の日)

四 第五百九条の規定(公布の日)

五 第五百九条の規定(公布の日)

六 第五百九条の規定(公布の日)

二次に掲げる規定 令和五年十月一日

イ 第六条中消費税法第五十七条の二第十項

第一号の改正規定及び同法第五十七条の四

の改正規定並びに附則第二十条第二項の規

定

三から十まで 略

十一 第六条中消費税法別表第二第七号口の改

正規定 障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援するための法律等の一部を改正す

る法律(令和四年法律第一百四号)附則第一条

四号に掲げる規定の施行の日

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第六条の規定による改正後の消費税法

(以下この条において「新消費税法」という。)

第八条第五項及び第六項の規定は、令和五年五

月一日以後に行われる物品の譲渡(消費税法第

八条第一項に規定する物品の譲渡をいう。以下

この項において同じ。)に係る譲渡又は譲受け

(新消費税法第八条第四項ただし書の承認を受

けないでされる同項に規定する譲渡又は譲受け

をいう。以下この項において同じ。)について

適用し、同日前に行われた物品の譲渡に係る譲

渡又は譲受けについては、なお従前の例によ

る。

二 新消費税法第五十七条の四第三項の規定は、

令和五年十月一日以後に国内において消費税法

第二条第一項第四号に規定する事業者が行う新

消費税法第五十七条の四第一項の規定の適用を

受ける同項に規定する課税資産の譲渡等につき

行う消費税法第三十八条第一項に規定する売上

げに係る対価の返還等について適用する。

(消費税法の一部改正に伴う調整規定)

第二十一条 附則第一条第十一号に掲げる規定の

施行の日が令和五年十月一日前である場合に

は、第六条のうち消費税法別表第二第七号口の

改正規定中「別表第二第七号口」とあるのは、

「別表第一第七号口」とする。

(罰則に関する経過措置)

第二十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる

規定にあつては、当該規定。以下この条におい

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (令和五年六月七日法律第四四

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この

法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

(規定期定 公布の日)

附 則 (令和五年六月七日法律第四七

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる

規定にあつては、当該規定。以下この条におい

て同じ。)の施行前にした行為及び前条の

規定によりなお従前の例によることとされる場

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(政令への委任)

第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる

規定にあつては、当該規定。以下この条におい

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の

規定によりなお従前の例によることとされる場

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(政令への委任)

第二十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる

規定にあつては、当該規定。以下この条におい

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の

規定によりなお従前の例によることとされる場

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例によ

第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二
第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条
の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条
第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五
条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第
五百六十条の二十の四第二項、第一百五十
条の二十の十八第二項並びに第百五六十条の二
十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条
の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二
条の規定、第五条中農業協同組合法第十一
条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び
第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六
条中水産業協同組合法第八十七条の二第一
項、第七十七条第一項及び第一百三十六
条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第
五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の
二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中
中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第
十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫
法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及
び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中
銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五
十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及
び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定
定、第十四条中保険業法第一百六条第一項、第
二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の五
三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二
百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び
第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中
資産の流動化に関する法律第七十条第一項の
改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十
四条第三项、第七十二条第一項、第九十五条
の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の
改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合
中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第
一項及び第六十条の六第一項の改正規定並び
に附則第十四条から第十七条まで、第二十三
条第一項、第三十四条、第三十七条から第三
十九条まで及び第四十一条から第四十三条ま
での規定、附則第四十四条中登録免許税法
(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一
四十八号の改正規定並びに附則第四十五条か

ら第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十二条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の三、第二十七条の三十一第一項、第二十七条规定、第二百六十六条规定第四項及び第五項、第二百七十二条の三第一項及び第二項、第二百七十二条の四第二項、第二百七十二条の五百七十八条第十項及び第十一項、第二百八十五条の七第四項から第七項まで、第二百九十五条及び第三十一項、第二百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日
(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 同法第六十五条の改正規定及び同法第六十六条

二 経過した日

三 次に掲げる規定 令和六年十月一日

四 から八まで 略

九 次に掲げる規定 公益信託に関する法律
(令和六年法律第二号) の施行の日

イ 略

ロ 第二条中法人税法第二条の改正規定(同条第十二条号の十四に係る部分を除く)、同法第十二条の二第一項の改正規定(同法附則第五十二条の改正規定及び同法附則第五十三条の改正規定並びに附則第六十三条の規定)

ハ 略

二 第五条中消費税法第十四条第一項ただし書の改正規定、同法第十五条(見出しを含む)の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法附則第十九条の二を削り、同法附则第十九条の三を同法附則第十九条の二とする改正規定及び同法別表第三の改正規定(同表第二号に係る部分を除く)並びに附則第十三条规定の規定

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第五条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新消費税法」という)の項において同じ。のその年又は法人(消費税法第二条第一項第七号に規定する人格のな

以後に開始する個人事業者(消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者をいう。以下この項において同じ。)のその年又は法人(消

費税法第二条第一項第七号に規定する人格のな

い社団等を含む。以下この項において同じ。)のその事業年度(消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度をいう。以下第三項までにおいて同じ。)について適用し、同日前に開始した個人事業者のその年又は法人のその事業年度については、なお従前の例による。

新消費税法第十二条の二第三項及び第十二条の三第五項の規定は、令和六年十月一日以後に開始する事業年度について適用する。

新消費税法第十二条の三第一項の規定は、令和六年十月一日以後に開始する事業年度について適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

新消費税法第十二条の四第三項の規定は、施行日以後に事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。第九項において同じ。)が行う金地金等(新消費税法第十二条の四第三項に規定する金地金等をいう。以下この項において同じ。)の課税仕入れ(消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。第九項において同じ。)及び金地金等に該当する消費税法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物の同項第二号に規定する保税地域からの引取りについて適用する。

新消費税法第十四条第一項、第十五条及び第六十条第四項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に効力が生ずる新消費税法第十四条第一項たゞし書に規定する公益信託(移行認可を受けた信託を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託二関スル法律第一条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

新消費税法第十五条の二第一項の規定は、令和七年四月一日以後に国内において行われる電気通信利用役務の提供(同項に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の例による。

条の十八第六項（種別割の徴収の方法）、第六百九十八条第三項（市町村法定外普通税の証紙徴収の手続）、第七百条の六十九第三項（狩猟税の証紙徴収の手続）及び第七百三十三条の二十七第三項（法定外目的税の証紙徴収の手続）（これらの規定を同法第一条第二項（用語）において準用する場合を含む。）に規定する条例に基づき指定された者をいう。）が行う証紙（地方自治法第二百三十一条の二第一項に規定する場合を含む。）に規定する証紙並びに使用料又は手数料の徴収に係る証紙（地方税法第一条第一項第十三号に規定する証紙徴収に係る証紙並びに同法第一百六十二条第一項及び第四百五十六条第一項（これらの規定を同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する証紙をいう。別表第二の二において同じ。）の譲渡

八 物品切手（商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表す証書をいい、郵便切手類に該当するものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二の二において「物品切手等」という。）の譲渡

イ 次に掲げる役務の提供

イイ 公文書の交付（再交付及び書換交付を含む。）、更新、訂正、閲覧及び謄写

イロ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十二条第四項（執行官）又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第一項（手数料等）の手数料を対価とする役務の提供

二 外国為替及び外国貿易法第五十五条の七（外国為替業務に関する事項の報告）に規定する外国為替業務（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第五号（業務の範囲）に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務を除く。）に係る役務の提供

八 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに相当する部分に限る。

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項（療養等）においてその例によるものとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

九 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第六十二条第四項（執行官）又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第一項（手数料等）の手数料を対価とする役務の提供

二 外国為替及び外国貿易法第五十五条の七（外国為替業務に関する事項の報告）に規定する外国為替業務（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第五号（業務の範囲）に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務を除く。）に係る役務の提供

八 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに相当する部分に限る。

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項（療養等）においてその例によるものとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

九 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第六十二条第四項（執行官）又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第一項（手数料等）の手数料を対価とする役務の提供

二 外国為替及び外国貿易法第五十五条の七（外国為替業務に関する事項の報告）に規定する外国為替業務（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第五号（業務の範囲）に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務を除く。）に係る役務の提供

八 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに相当する部分に限る。

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項（療養等）においてその例によるものとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

九 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第六十二条第四項（執行官）又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第一項（手数料等）の手数料を対価とする役務の提供

の貸付け（当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされている場合（当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に当該貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。）に限るものとし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）

別表第二の二（第六条関係）

号ハに掲げるものが入力されている財務省令

二 郵便切手類

四
證
紙

六 身体障害者用物品

別表第三（第三条、第六十条、附則第十九条の一

一 次の表に掲げる法人

名稱
委託者保護基
商品先物取引法
(昭和二
十九年三月三十日)

金
十五年法律第二百三十九号

一般財團法人 一般社團法人及び一般財團法人の二種の法規（立

成十八年法律第四十八

医療法人（医） 医療法

十三年法律第

四十二条の二

医療法人に会

規定期定会
に法人療医

支那の通商と通航 第二回

金融公庫
（昭和四十七年法律第三十一号）

人権保護に関する法律

人の保護に関する法律

人の保護に関する法律

貸金業協会	(平成二十八年法律第八十九号)	私立学校法	(昭和五十八年法律第三十二号)	学校法人(私立学校法)(昭和二十一年法律第二百七十二条) 第五百二条第五項(私立専修学校等)の規定により設立された法人を含む。)	株式会社国際協力銀行	株式会社日本政策金融公庫	企業年金基金	企業年金連合	会員会	危険物保安技術協会	漁業共済組合連合会	漁業信用基金協会	漁船保険組合	金融経済教育推進機構	勤労者財産形成基金
貸金業法(昭和五十八年法律第三十九号)	私立学校法(昭和五十八年法律第三十九号)	学校法人(私立学校法)(昭和二十一年法律第二百七十二条) 第五百二条第五項(私立専修学校等)の規定により設立された法人を含む。)	株式会社国際協力銀行	株式会社日本政策金融公庫	企業年金基金	企業年金連合	会員会	危険物保安技術協会	漁業共済組合連合会	漁業信用基金協会	漁船保険組合	金融経済教育推進機構	勤労者財産形成基金	勤労者財産形 成基金	

協会	軽自動車検査	健康保険組合	健康保険組合	連合会	健康管理研究機構
原子力損害賠償・廃炉等支	原子力損害賠償・廃炉等支	原子力損害賠償・廃炉等支	原子力損害賠償・廃炉等支	原子力損害賠償・廃炉等支	原立健康危機
支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第一百四十九号)	電気事業法(昭和三十九年法律第二百七十六号)	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百七十七号)	連合会
電気事業法(昭和三十九年法律第二百七十六号)	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百七十七号)	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百七十七号)	国民年金基金
一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)	国民年金基金
更生保護事業法	更生保護事業法	更生保護事業法	更生保護事業法	更生保護事業法	国民年金基金
港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)	国民年金基金
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)	船舶安全法(昭和八年法律第十一号)	船舶安全法(昭和八年法律第十一号)	船舶安全法(昭和八年法律第十一号)	船舶安全法(昭和八年法律第十一号)	国民年金基金
國家公務員共済組合法	國家公務員共済組合法	國家公務員共済組合法	國家公務員共済組合法	國家公務員共済組合法	国民年金基金
機構	小型船舶検査	機構	小型船舶検査	機構	国民年金基金
濟組合	濟組合	濟組合	濟組合	濟組合	国民年金基金
國家公務員共	國家公務員共	國家公務員共	國家公務員共	國家公務員共	国民年金基金
團體連合会	團體連合会	團體連合会	團體連合会	團體連合会	国民年金基金
組合	組合	組合	組合	組合	国民年金基金
國民健康保險	國民健康保險	國民健康保險	國民健康保險	國民健康保險	國立健康危機
國立健康危機管理研究機構	國立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)	國民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)	國民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)	國立健康危機管理研究機構	國立健康危機管理研究機構

国立大学法人	市街地再開発組合	自動車安全運転センター	司法書士会	司法書士会	司法書士法（昭和二十九年法律第百九十七号）	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十九号）	司法書士法（昭和二十三年法律第百二十九号）	司法書士法（昭和四十三年法律第八十九号）	司法書士法（昭和四十四年法律第二百三十九号）	司法書士法（昭和五十年法律第五十七号）	四年法律第三十八号	五年法律第百十二号	四年法律第三十九号	国立大学法人法（平成十五年法律第二百四十一号）
会員（会員に出さないものに限る。）	商工組合連合会	商工会議所	商工会	商工会	酒販組合連合	酒販組合中央	酒販組合	酒造組合連合	酒造組合中央	酒造組合	住宅街区整備組合	宗教法人	社会福祉法人	社会保険労務士会
会員（会員に出さないものに限る。）	商工組合連合会	商工会議所	商工会	商工会	酒販組合連合	酒販組合中央	酒販組合	酒造組合連合	酒造組合中央	酒造組合	組合	組合	組合	組合
会員（会員に出さないものに限る。）	商工組合連合会	商工会議所	商工会	商工会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）	商工会議所法（昭和二十年法律第一百四十三号）	商工会議所法（昭和二十年法律第一百四十三号）	商工会法（昭和四十年法律第六十七号）	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
会員（会員に出さないものに限る。）	商工組合連合会	商工会議所	商工会	商工会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）	商工会議所法（昭和二十年法律第一百四十三号）	商工会議所法（昭和二十年法律第一百四十三号）	商工会法（昭和四十年法律第六十七号）	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）

協会	全国健康保険協会	船員災害防止基金	石炭鉱業年金	生活衛生同業組合連合会 (会員に出资をさせないものに限る。)	生活衛生同業組合連合会 (会員に出资をさせないものに限る。)	水害予防組合	水害予防組合	職業訓練法人	信用保証協会	職員団体等 (法人であるものに限る。)	消防団員等公務災害補償等 共済基金	協会	商品先物取引	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第百四十八号)
健康保険法	健康保険法	船員災害防止法	石炭鉱業年金法	税理士会法	税理士法	和四十二年法律第百三十号	和四十二年法律第百三十一号	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六百六十四号)	水害予防組合法(明治四十八年法律第百九十六号)	信用保証協会法(昭和二年法律第五十号)	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第八百七号)	商品先物取引法	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第百四十八号)

会員	全国社会保険労務士会連合会	全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第一百九十三号)	損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第一百九十三号)	社会保険労務士法
大学共同利用機関法人	大学共同利用機関法人	大学共同利用機関法人	社会保険労務士法
機関団体	機関団体	機関団体	機関団体
脱炭素成長型経済構造へ 経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造へ 経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造へ 経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造へ 経済構造移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)
地方競馬全国協会	地方競馬全国協会	地方競馬全国協会	地方競馬法(昭和二十三年法律五百五十八号)
地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体情報システム
金融機関	金融機関	金融機関	地方公共団体金融機関法(平成十九年法律第六十四号)
地方公務員共済組合	地方公務員共済組合	地方公務員共済組合	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社	地方住宅供給公社	地方公務員災害補償法(昭和四十年法律第二百二十四号)
地方税共同機構	地方税共同機構	地方税共同機構	地方税法
中央労働災害防止協会	中央職業能力法人	中央職業能力法人	労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第一百八十八号)

中央会	中小企業団体 中央会	投資者保護基 金	独立行政法人 (所得税法別表 第一の独立行 政法人の項に 規定するもの に限る。)	土地開発公社	独立行政法人通則法(平 成十一年法律第百三号) 及び同法第一条第一項 (目的等)に規定する個 別法	金融商品取引法
日本消防検定	所協会	日本消防検定	日本勤労者住宅協会	日本下水道事業団	日本公認会計士協会	日本司法書士センター
日本商工会議	日本商工会議	日本商工会議	日本勤労者住宅協会	日本下水道事業団	日本公認会計士協会	日本司法書士センター
会連合会	日本司法書士	日本司法書士	日本勤労者住宅協会	日本下水道事業団	日本公認会計士協会	日本公認会計士協会
消防法	商工会議所	商工会議所	日本勤労者住宅協会	日本下水道事業団	日本公認会計士協会	日本公認会計士協会

福島国際研究 教育機構	負債整理組合	福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号)
弁護士会	保険契約者保 護機構	農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十二号)
水先人会	輸出入組合(組 合員に出资をさせないものに限る。)	輸出入取引法(昭和七年法律第二百九十九号)
水先法	輸入組合(組 合員に出资をさせないものに限る。)	水先法
弁護士法	預金保険機 構	預金保険法(昭和四年法律第三十四号)
協会	労働組合(法 人であるものに限る。)	労働組合法(昭和二十六年法律第七百七十四号)
労働災害防止	労働災害防止団体法	労働災害防止団体法
二 外國若しくは外国の地方公共団体又は外 に本店若しくは主たる事務所を有する法人で 前号の表に掲げる法人のうちいずれかのもの に準ずるものとして政令で定めるところによ り財務大臣が指定したもの		